

参議院通商産業委員会會議録第十六号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)午前
十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松本 昇君
藤田 進君
小松 正雄君

委員

石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川弥平治君
酒井 利雄君
松平 勇雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
江田 三郎君
武藤 常介君
白川 一雄君

國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君
労働大臣 小坂善太郎君

政府委員

通商産業 古池 信三君
政務次官 佐久 洋君
通商産業 石炭局長 吉岡千代三君
通商産業 山保安局長 中島 征帆君
通商産業 益事業局長 安井 謙君
労働省 労働局長 中西 實君

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 山崎 五郎君

説明員

労働省 労働局長 山崎 五郎君
労働組合課長 山崎 五郎君

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○通商及び産業一般に関する調査の件
(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に関する件)

○連合委員会開会の件

○参考人の出頭に関する件

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。最初にお諮りをいたしたいと存じますが、委員の三輪貞治君が通産委員を辞任されましたので、理事一名が欠員となっております。つきましては、その補欠の互選をしなければなりません。委員長の選挙を省略いたしまして、委員長に就いて藤田進君を理事に指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君) それではさように決定をいたします。

○委員長(中川以良君) 一昨日に引続きまして電気事業及び石炭鉱業にお

る争議行為の方法の規制に関する法律案について審議をいたします。質疑を続行いたします。

○藤田進君 それでは前回に引続きまして質疑をいたしたいと思います。前回の質問に対するお答えが最後までなされないうちに私も本席を立ち去りましたので、重ねてお答えを願いたいと思います。

○政府委員(中西實君) この間の御質問、ちよつと時間がたちましたのですが、御要旨は、極く小さい部分に供給してあるような電気の発電関係、そういう所でも公共の福祉に影響があるかどうか、更に結果の生じない場合、これはもう公共の福祉というか、第二条に該当しないのじやないか、こういう趣旨だつたと思ひますが、そういうこととございしたか、ちよつと……。

○藤田進君 私の要旨は、今度の提案理由の唯一の根拠は公共の福祉に對して憲法二十八条の労働権との調和を求めるといふことであつたと思ひます。而もこれらに關連して公共の福祉と言へば、結局末端においてモーター、電燈、こういう電気の供給が妨げられることによつて多数国民の生活等に影響があるんだ、こういうことでなければならぬと思ひます。結局争議行為によつて來たるその結果が広汎な公共の福祉云々が問題となるのである。併し御答弁によると、たとえその結果がどうあろうとも、結論的にはそういう電気がとまらない場合におい

ても、やはり本法案としては適用を受け、違法であるという解釈に立つてゐるんだ、規模が小さくても大ききうが、そういうことは全然無関係であるかのとき御答弁があつたので、然らばそういう影響がない場合に公共の福祉というものはどういふ点から論じられるのか、この点について伺ひしたわけだ。

○政府委員(中西實君) 公共の福祉の解釈でございしますが、これはこの間もちよつと申しかけましたが、正確に一言で表現することが極めて困難でございしますが、これを簡単に平俗的に申上げますと、部分に對する社会一般の利益と言ひますか、部分の利益、權利が社会一般の秩序利益を不当に侵食するの利益なり秩序との調和を破らないようになされるということが大体その趣旨ではなからうかと存じます。このことは結局憲法の十二條なり十三條の規定の趣旨でもあらうかと存じます。そこでお尋ねの極く小部分の所に供給してある電氣について、やはり公共の福祉との調和ということが問題になるかという問題でございしますが、電気事業の性質上、結局極く小部分であるもので、相当広範囲或いは全体的に影響を持つということも言えましようし、又如何にそれが小部分といへども、結局被害を受ける第三者、これは相当不特定の多数でございまして、やはり極く一部の者の利益のために第三者が非常な迷惑をするということは、結局は憲

法に保障される諸權利と争議權との調整の意味から言ひましても、やはりこれは許さるべきものじやないというふうには考へるわけでございします。なお、後段の現実に二條に該当するような事態が起らなかつた場合でも、客觀的にそういう行為が行われれば、やはり二條の適用に該当するということを申上げますのは、この点につきましてはすでに前々から裁判所の判例等もございまして、たゞの理由によつてその結果が生じなくとも、通常の場合には必ずその結果が生ずる、客觀的にはつきりいたしておりますような場合には、やはりその行為は二條に該当して來るといふふうには考へられるのでありまして、その点は結局全く偶然的理由で結果が起らなかつたということだけのことでございまして、普通なれば必ずやはり同じような結果が生ずるという場合には、やはりその行為自体は許されないと、こういうふうになる。この点につきましては先ほど申しましたように、別の事案でありまうふに解釈されております。

○藤田進君 今の点はお答えになつていないのですが、そういう抽象論でなく、問題は公共の福祉だと言われてゐるのですから、公共の福祉とはやはり現実とその阻害があつた場合というふうには總括的に今言われたように思ふのですが、やはり公共の福祉云々を唱えて憲法二十八條に保障する労働基本権を、これを制限しようということ

あるならば、当然この憲法二十八条に言う基本権と見合うだけの公共の福祉、憲法十二條、この憲法十二條についての解釈は私も政府と違ひますけれども、政府の解釈通り考えたとしても、十二條、二十八條のこのかね合いというふうな問題である以上、その争議行為のたまたま結果が非常に広汎且つ深刻なものであるということであるならば、又そこに理論上の問題として傾聴すべきものがあるかと思ひますけれども、今ほどのように、たとえ規模が小さくても、それがもはや本スト規制法の適用になるんだということになりますと、もつと具体的に説明がないと納得が行かないのであります。更に具体的な御回答を求めたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 先ほども申しましたのでございますが、電気の特性と申しますか、小発電所といへども、その停電が結局影響するところは全送電系統に及ぶものでございます。その点からもやはり公共の福祉との関係が出て参るかと存じます。更にやはり公共の福祉といふことは、勿論個別的には広汎といふことが含んでおりますけれども、併しそればかりではございませんで、やはり憲法に規定してあります諸権利の調和といふことが公共の福祉に關係して参りまして、結局或る權利を行使するために不特定多数の人たちに非常な迷惑が及ぶ、従つてそれらの人たちが憲法に保障されているところの享受するいろいろな諸權利を不当に侵害されるという場合には、やはりこれは公共の福祉に反するといふことが言えるのじやないかと思ひます。

○藤田達君 そういふ広汎な福祉といふことになりますと、それはまだ或る程度わかるのだが、今の質問は過去の経過を思い起して頂かなければよく質問に対する理解ができないと思ひます。電源場の職場放棄、労務提供拒否ですね、この電源スト、これはたとえ小さい発電所であろうとも、又電気が現実に停電しようがすまいが、それはおかまいなしにそれは駄目なんだという御答弁が先般あつて、そうしてそれならば電気がとまらないということであるならば、公共の福祉には何ら影響がないのではないかとこのところから来て質問を継続しているわけですから、でありますからこの点を十分お考えの上でありますかと、発電所は御承知のように非常に大きな発電所、火力、水力とも、殊に水力などにおきましては、今日町村営まで統合して非常に小さいものもあります。それから正常な状態、日常争議行為のないときにおいても、故障その他絶えず発電機はとまったり、小部分においては回転が必ずしも四六時中継続しているのではないのであつて、小発電所がとまつたことによつて直ちにいずれかの部分に停電が起きるといふ、そんなふうな電気は機械的であるけれども、そのようなものではないわけですね。一部が仮に発電所に事故があつても、それがために直ちに電気がとまるということについては、その量が問題になるものであつて、いわゆる電圧なり或いはサイクルなり、こういったことによつて若干の動揺はあるといはしめても、直ちにこれが公共の福祉云々といふものでも無難ないわけでありませう。これらの事情から基本的な問題といはしめては、公共の福祉だといふことであるな

らば、一応これを認めてかかつたといはしめても、そうであるならばおのずから電源場の争議行為といふものが、これは規模の問題になるし、更に細かく言うならば、同じ発電所ですけれども労働組合一つとは言えない。これは現実にはそういう状態もあると思ひます。Aの労働組合、Bの労働組合といふふうな、発電所の組合員自身が分れては争議行為をやつて、電源ストだと称してストライキ、仕事をしない。併しBの組合ではストライキをやつていないから、これは仕事をしているという場合も極端な例ではあると思ひます。その場合にAの労働組合の場合でもストライキはできないのだ、併し現実には発電機は廻つていて、こういう場合でもやはり社会通念上公共の福祉と言われるのかどうか、こういう点をこの間具体的に申上げて質問しているわけですね。その場合はどうか、現実これが存在しているわけですね。過般の争議行為の場合でもあつたと思ひます。一時間の、何ですか、停電ストと言ひますか、それも具体的な例を掲げてこれは解釈法規定と言われているが故に、總論的なものではないと言われているから、そういう場合でもやはり違法だと解釈されているのか、こういう点を裏返せば質問しているわけですね。これについてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 電気の停電、正常なる供給を停止する、それから又電気の正常なる供給に直接障害を与える行為、これをするのは、結局先ほども申しましたように、公共の福祉に反する。そこで只今お話のような行

為、それは結局客観的に見ますれば、やはりこの第二條に言う結果を生ずる行為である、こう言えることによつてやはり公共の福祉に反する行為になる、こういうふうなことを考へておるのではありません、争議行為として勿論過水期その他の場合にいろいろと電気の調整がございませうけれども、併し争議行為としてこれを行うことは、憲法各條に保障されている諸権利との調和から言つて不当な行為であるといふふうな社会通念として成熟している。従つて第二條にありますが、結果をいうう結果になる行為といふことでありますれば、やはり電源或いは変電所等の職場放棄は、やはり客観的に見て第二條の結果をもたらすものであると、こういう解釈なり認識に立つてはいるわけでありませう。

○藤田達君 そういたしますと、一つのことを予想して今の時点において考へる場合に、将来、これは現在では発電機なり発電所はBの組合なり或いはその他の非組合員によつて運営されている。そうして何らの支障もなしに発電されておる、こういうのが過去のストライキですね。そうして一部については途中からとまるとかいう場合も稀にはあつたけれども、併し現時点においては正常に運営されている。発電機は廻つていて、けれども直接ストライキじやなくても、何かの事情で発電機がとまるという場合もこれはあります。正常な争議行為のないときでさえも故障といふことはあります。ですから現実

にその争議行為が行われ、その行われたことによつて直ちに発電機がとまるとか、或いはとめるとか、こういう場合であるといふふうな十五国会の場合

は答弁されているが、今度の場合は一層これがきつくなつて、そうしてたとえ発電機がとまらなくても、将来ともかも知れないことを予想して駄目なんだといふふうな現時点において断定されるように御答弁が變つて来たわけですが、そのように變つて来たことをよくしうございませうか。

○政府委員(中西實君) 問題は「正常な」といふ解釈だと思ひますが、この「正常な」といふ字句は、從來からも労働法上にも相当使われております。例えば労働法の三十六條あたり、施設の安全保持の問題でございませうが「正常な」といふ字句をそこでも使つておるわけでございます。「正常な」といふのは、結局通常の指揮命令系統において行われる、こういう意味でございまして、この点は從來から變つておりませんで、今国会になりました急に解釈が厳しくなつたといふふうには考へておりません。そこで從來の事例から見まして、或いは非組合員なんかで運転して事なきを得ておつた、部分的には勿論そういうこともあるでございませうけれども、併しながら結局はそういうのは正常な供給といふことは言えませんで、勢い争議行為としてそのことをやることによつて供給が停止になつたり、或いはサイクル、電圧等に影響があつたり、結局は二條のことが結果するといふふうな考へられるわけでありませう。従つてそういう行為は客観的にこの二條該当の事態の生ずることに認識される行為であるといふふうな我々は考へるわけでありませう。

○藤田達君 電気事業の技術的現状は今までの答弁から見ると殆んどおわかりにならないで法律を作つておられる

ように思ふんです。電氣の場合に、今言われたように正常な命令系統によつて行われていないならば、これはもうすでに第二条違反だ、こうなつて参りますと、この法律そのものがこれこそ会社の就業規則に相当するものになつてしまふんです。就業規則、これは当然基準法によつて当該労働者の団体、これらの同意を求めべく努力されるが、併し現行法では同意を求められない場合においては、会社がこれを監督署の承認を得て実施する、こういうことになるが、その就業規則と同じようなもので、それは就業規則になつて会社の規則となつてしまふので、どうも力がないから、法律という裏付けを作つてやろう、こういうふうになつてしまふものですね、正常な業務の運営は命令系統、これでなければならぬ。それが公共の福祉に何らの影響はないと思ふのです。それは非組合員によつて運転されようが、或いは又特定の技術者を一時頼んで来て、実際には見習、試用、こういったことである、技術者養成の観点からもやられるでしょうが、要するに会社自身、管理責任者が誰にこの発電所を運転しろ、今日は誰が交代しろと、そのことが變つていたならば、それが正常な運営であるんだから、それを違つた運営をなされていたらならば、これはもう二条だと、こうなつて参りますと、これは公共の福祉とは全然かけ離れたものになつてしまふ、この点を私は指摘いたしてゐるのであります。

つて労働間のことには触れていないのであります。結局電氣の供給がとまつたり或いは正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為、これが無率の第三者に非常な迷惑を及ぼす。従つて世間一般も是非そういう争議行為は規制されなければならぬという意図を受けての立法でございいます。従つて結局その観点から正常な供給を停止するとき、正常な供給に直接障害を生ぜしめるとき、これがいけない。そこで、然らばどういふのがそういう行為にならないかと申せば、普通の系統によつて、日常やつておる態勢を以ちまして業務を運営されておるといふ場合にはこの二条に該当しなくなる。従つて観点が我々としてましては労働のことではございまして、結局社会公共のためにこの規定が必要であると考へております。

○藤田道雄 簡単に言へばどうも二つのことがやはりつきまとつてゐるの、業務運営が正常になされていなければならぬということ、それから末端の現象である電燈、電力、これがとまつたことと、この二つを兼備しなければ二条違反だと、こういうふうになつてゐると思ひますが、そうなんですか。

○政府委員(中西實君) 大体そういうふうな……

○藤田道雄 そうですね、公共の福祉の面だけでなしに、会社保護法というふうになつてしまふと思ふのです。ね。末端の電燈、電力に何らの影響がない、その何らの影響がない場合には、これは公共の福祉に何らの関係もないことなんで、そうであるならば話とはわかる。公共の福祉云々によつて憲法二十八条のかね合いと末端の現象に何らの影響がなく、正常な電燈、電力が供給されてゐる、併し会社業務としての運営は或る場合には一部の人が病気で休む場合もあるだろう、争議期間中だつて。或いは休暇をとる場合もある、いろいろの場合があるのです。要するに問題は末端の電燈、電力が正常な供給がなされてゐるのかないか、これが判定の基準にならなければならぬと思ふのです。それで重ねて、なぜいけないか、末端の電燈、電力に影響はないのですが、それでもいけないとおつしやるその理由をはつきりしてもらひたい。

○政府委員(中西實君) たゞ、結果においてこの二条に該当するような結果が生じなかつたと、併し客観的に見れば当然生じるであろう行為を争議行為としてやることは、これはさういふ結果が普通の場合なら必ず生ずるの、普通であります。これはやはり公共の福祉の観点から禁止するべきものだと思ひます。ですから客観的にこの労働者の行為として、この結果が絶対生じないということが明らかに裁判所においても証明されればこれは別でございいます。併しながら通常の場合、正常な態勢を崩すことは、やはり客観的に見まして我々としてましては二条に相当の行為が生ずるものだといふふうな一応認定せざるを得ないやないかというふうな考へております。

○江田三郎君 関連して……さつきからの質問と答弁と大分的に外れておると思ふのですがね。大體政府の提案の説明を見ても、こういう労働者の基本的権利として憲法で認められておるさういふような権利というのはこれは軽々しく抑制すべきものではない、或いは制限すべきものではないと思ふわけですね。ただ公共の福祉というところで、それを唯一の理由としてさういふ基本的権利というものを抑制され、或いは制限されるわけですね。ところが藤田君の言う質問はこの公共の福祉を害しないことがあるやないか、労働者のほうでたま／＼争議行為として意思はあつた、行為もあつた、併し結果においては一向に公共の福祉を害しない、会社のほうで、事業経営者のほうでちゃんとそれ／＼の手配をして、措置をつけてしまつたといふことはあり得ないことではないので、今までのこの争議において殆んどさういふことがあるのです。さうするといふと政府が労働者の基本的権利を抑制し制限するといふ唯一の理由になつておるところの公共の福祉を害してゐないのだから、あなたがたの言う主張は崩れて来るんじゃないか。さういふことを端的に聞いておるのを何か条文の解釈ばかりやつて、質問に対しては一つも答えていないといふことになりはしませんか。

○政府委員(中西實君) まさに御質問の趣旨に対してお答え申上げておるつもりでございしますが、結局過去の実績において、例えば会社側が手当をした、そのために争議行為として考えたものよりもずっと少ない第三者に対する被害で済んだといふことは勿論ございしました。併しながらさういふことにかゝる第三者に迷惑を及ぼす行為の生ずることをこの際違法なものとしておつた、それ、これは勿論会社が好んで恐らく手当をするのじゃない、止むを得ない

○藤田道雄 どうもこれは中西労働局長は争議行為の現象面については詳しくはさうなんですが、それだけにとつと明快な御答弁ができると思ふのです。が、つまり問題は電氣の停電といふことがいけないのだ、これは公共の福祉に電氣をとめたりすることはいけないのだ、さういふこと、それからもう一つは、たとえ争議期間中であつても、管理責任者、これは会社が所有権者が持つておるのだといふのです。さう言われておるのです。経営者の手にあるのだ、管理責任、これを侵害するならば、それは生産管理になつていふやうにこの間労働大臣も答へられていたと思ふのです。然らば今の点法体系としても矛盾があるのです。争議行為の期間中は管理責任が、供給責任が労働者、労働団体にあるのかとよく錯覚を起しておられると思ふのです。そこで従来も会社においては、あたかも海水のときにあつて、火力発電所はストライキか、それならとめたほうがいい、水力発電所か、その水力発電所においては貯水式であるから、然らば電氣の発電機をとめることによつて水がどん／＼……電氣は貯蔵できないといふことは、無条件には貯蔵できないのではない。一定の条件の下では貯蔵できる。これはストライキの場合でもさうでない場合もある。殊にストライ

キの場合を考へて見ても、争議行為の手段として発電機を仮にとめるという場合もあり得る、会社の政策として、争議行為の期間中に止める。そうして貯水池の水が溜まつて行く。争議行為でないならば、これは洪水制限と称して制限をしなければならぬが、たまたま争議行為に際して貯水池の水を溜めておいて、予想されておる洪水制限のときに供給する。つまり洪水制限がストライキによつて振替になつておるといふのが昨年の場合である。去年の十月、十二月に亘つてあつたわけですが、こういうような経過はおわかりかと思うのです。そこで問題は元に戻りますが、会社に管理責任がある。これは争議行為の期間中においてあるわけですが、昨年の場合は五月の少くとも十四日に問題が提起されて、中央労働委員会に六月になつて調停の申請がなされ、そして調停の期間中も非常に長く、九月の六日に調停案が出たやに聞いております。そして解決されたのは十二月の十八日、従つて現行の労働法によると、三十日間のクーリング・タイム、曾つてあつた旧法のクーリング・タイムといふものはなくて、六十日の猶予期間の予告さえあれば、事実これが深刻になれば、緊急調整というコントロールされる条文ができて、六十日間争議行為はできない。こういうものがある。これは公益事業である電気事業と一貫して労働法の中に出て来ておるわけでありませう。そこでこういう長期間の、僅に七カ月或いは将来もつと長い争議といふものはあり得ると思ひますけれども、この争議期間中、いつ争議行為が停つても知れない、労働法の定議する争議行為

です。ね。こういうことになりまうと、あとで労働法の条文との関連を申し上げたいと思ひますが、この長い争議期間中、管理責任といふものは無論会社にあるといふことを肯定されておる政府が、この間の何らの供給について異常のない管理責任者である経営者が、これが意思に基いて処理される、従来もされて来たわけですが、この処置されるのが会社にとつては苦痛であるから、昨年の場合も日経連の申合せによつて数百名の技術者の用意をして変電所、発電所に配置されて、而して正常な運転がなされるような手配がなされていたと思ひます。それが一部について仮にビークを張り、発電機をとめた、それはいろいろ事情がありました。内部的には来た人が技術者でなかつた、いろいろありましたけれども、その内容は一応別といたしまして、一部に積極的に発電機をとめたりした行為があつた。これではいけないからこの法律で以てそういう積極的な、十五国会の答弁をすつと読んで見ますと、電源職場において労働提供拒否の域を越えて、発電機をとめたり、スイッチを切つたりする、こういう行為について規制するといふ十五国会でありました。こういうことでありますといふこととです。これは明らかに答弁について矛盾があるのであつて、電気もといふ、曾つて管理責任者が措置をして来た、その措置を排除して、更に積極的にスイッチを切つたり、発電機をとめたりすることがいけないのだといふのであつたやに思われるが、今の御答弁の状態を見ると、これは末端の現象それのみではない、会社が運転して供給しても、それはいけないのだ、

会社がそれでは苦痛なんだ、こういうふうに法の精神が變つて参つておるやうに思ふのです。意味がわかりましたか、お尋ねしておる。その点についてお答え願ひたい。

○政府委員(中西實君) 正常な供給と言ひますのは、先ほど来何度か言つておるところでございますが、私も私どもとしては、事業主が例えばロツク・アウトしたしまして、そうして事業主の雇つた者でどんな運転するといふこともこれは違法である。つまり正常な供給ではないという解釈をとおつておるのではありません。事業主がちゃんと手配をしてやればいいのじやないかというお話でございますが、それは結局非常な労働間の却つて混乱が生じて来るのではなからうか、私は事業主のそういう一方的なロツク・アウトも禁止すると同時に、やはり電気の正常な供給と言ひますのは、やはり普通の態勢で業務が運営されて、それによつて電気が供給されることもやはり正常な供給と言ひますを得ないのじやないか。而もその態勢が崩れますことは、やはり必ず客観的には電気の正常な供給に障害を及ぼす結果が生ずるといふに考へられるのではなからうかといふふうに考へております。

○藤田進君 そういたしますと、争議が七カ月に亘るうとも発電所、変電所といふは、たゞそれが過去に経験では七カ月、八カ月の争議になるはずですが、そういう長い間発電所に当然そういう人々が釘付けにならなければならぬ。たとえ休暇であろうとも、争議中は争議行為とまぎらわしくなるし、又会社の管理責任者であるべき経

営者が、他の技術者を以て充てなければならぬという事態が当然生じますので、そういう長期に亘る争議期間中当該発電所に釘付けになつてしまふ、こういうことになつて、やめたくともやめられもしない、こういうことになりはしませんか。

○政府委員(中西實君) 労働争議といふものが結局雇傭関係の継続を前提にいたしております。併し労働条件をよくしてくれ、或いは逆に会社側から切下げに来た場合に、それを阻止するといふことのためにやるのが争議行為だと思ふのであります。従つて釘付けされたいとお話でございますけれども、それは労働者として雇用を継続することを前提にいたしております。たゞ、それでいいのではなからうか。たゞ事業主との間で十分話し合ひまして、争議行為ではなしに、労働の間で例え三交替を二交替で十分こはされるという話し合ひがつけば、これは当然正常な供給といふことで支障はないといふ意味であります。

○藤田進君 今の話し合ひがつけばといふのは、先ほどからその点を言つておるのです。話し合ひ、或いはおれのおれで運転するからそのまゝ出てくれ、そのまゝ出てくれといふのが今までの争ひなんです。いやそのまゝではいけない、発電機をとめるのだ、いや、そのまゝにしてくれ、おれのはの者だから、会社の者だからとめなくともいい、いや、それはとめなくては電氣的な装置があるから、若し発電機が故障するといふから、いや、そのまゝに置いていいといふ点が昨年来の争ひなんです。そのことが今数件起訴になつて公判廷で争つておることなん

です。これは法務大臣に後刻お伺ひしたいと思ひますが、そうすると大変食ひ違ひが生ずるのですが、話し合ひと言つておるのはこの点を言つておるわけですが、話し合ひならいいと言われれば又問題が違つて来ます。

○政府委員(中西實君) 只今話し合ひと言ひましたが、これは争議行為とは関係なしに、結局経営者としてまして、これで正常な運営ができるというふうな考へて、今までの電産の例を見ますと、そういう場合に必ずや労働組側と話し合ひをいたしております。従つてそういう意味の話し合ひを申しておるのではありません。争議行為で組合の一方的な判断で押付けるといふのは、こゝにいう正常な供給とは見られない。で、それによつて万一止むを得ずその事態に押されて会社が非常措置をとるとして、それは今言ひました話し合ひではない。話し合ひと言ひますのは、結局電気業者が電気供給の責任を持つておるその立場から、これでも正常な運営ができるということ、労働組合の了解を得て態勢が切代る、こういう場合はいいと考へております。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○藤田進君 それでは少し形を変えて同じことを質問いたします。争議期間中、この第二条に二カ所に出ている「正常な供給」、これは末端におけるやはり電燈、電力の停断といふものがなないことと、業務運営の中において、日常行われていると同じことで、業務系統です、ね、こういうものでなければな

らない、この二つが備わるのだと、こう言われて、結局それに対するいろいろのことを言われていたと思ひます。そういうことです、こういうことは從來も無論現実にありましたが、今後もあり得ることですが、争議期間中、これは従来六月乃至八月、最近昭和二十五年、二十六年、二十七年大体、そういう長期に亘つております。電産の場合は特にそうだと思いますが、その争議期間中におきまして、発電所の労働者、これが、極端な例はいろいろあるけれども、極端な例としては争議期間中会社が解雇することができぬのか、解雇は当然人事権、経営権を持つてゐる経営者が争議期間中であつてもそれは解雇ができる、又解雇できてもそれに対抗することが組合としてはできると、こう従来解雇されて来たわけですね。さて解雇されたといふは、これは従来も争議期間中に解雇された例があります。今まで質問してゐたのは、組合のほうで労働者を提供しないといふことだつたが、会社のほうで労働を提供させない、お前は首を切ると、これにはいろいろ理由がありましよう。解雇されても、争議期間中はかの人やはその間代つて来ると思ひます。配置転換になるか、新しく採用になるか、それは正常なものだと、仮に言われるとしますと、その点をはずして頂きたい。その場合には当該発電所のほかの同僚労働者、その発電所の班なり或いは支部は何にもできない。首切られればなしですね。ただそれは交渉のみを幾らいたしましても、その段階では、それじや元に戻さうといふことは、できないわけですから、首切られた人は何らの対

抗する手段もないわけですね。憲法二十八条に言う団結権ということ自体がすでにもう崩れてしまふ。団結の意味が全然なくなるわけですね。そういう場合は、これは止むを得ない。首切られた人がお気の毒なのであつて、止むを得ないといふことになると思ふのです。この法律のままで行きますと……その点はどうでしょう。

十名、これは定員として過去長い間果して来た事実であるし、おのづかの部署の配置を見ても最小限二十名は必要だ、こういう状態でも首切りになる、こういうことはやはり経営者のほうのロツク・アウトと解して、二十名中仮に三名が首切りになつても、この第二条によつてこれは経営者としてとることのできない規制になる、この法律に抵触する、このように我々は解しますが、その通りでありますか。

○政府委員(中西實君) 具体的なその場合の事例を十分に調べなければなりません、若しもそういう争議行為として行われたなら、対抗手段として行つたといふことなら、かように解していいと思ひます。

○藤田進君 それは実体的にやはり話をして頂きますと、何か抜け道を作つてしまつて、争議行為としてとらへる、争議行為としてやるのだなんというやうなことを言へば、そういう看板にすれば、この第二条に抵触するといふことがわかります、誰だつて争議行為としてやるなんということを言う人はないと思ふのです。これは常識問題です。又労働争議をやる側においても、争議行為だと言つてやる、それが問題であるならば、争議行為ではないのだ、ないのだがこれはおかしいのだ、そういうことが言ひ得るのです。その場合に電気ガスの臨時措置法、公益事業令の問題について来る。公益事業令を見ますと、これは電気の停電ということが問題なのであつて、ただ単に仕事をするとかしないとかいうことは、そんなことは電気ガス臨時措置法なり公益事業令で全然問題にしていないのです。それ以上のものをこ

のスト規制法で問題にするのだと言いますから、これは次の機会でもつと明らかにしたいと思ひます。ですから使用者側においては、争議行為とは、無論今の首切の場合言わないでしよう。若しそれが通るならば、両者に同じ解雇、同じ筆法で以て言われるならば、労働組合側においても、争議行為とは言わないでしよう。その場合労働提供に影響がないとすれば、ガス電気臨時措置法などというものはこれは問題にしないのですから、争議行為だと言つて今度はやる、こういうことになりま

○政府委員(中西實君) 不当労働行為の場合大抵そういうことでございまして、頭から正当なる労働組合運動をやつたから首切つたのだというやうな経営者はおりません。従つてそういう場合、結局不当労働行為の問題になるわけですね。事業主が口の上でどう申しましよう、十分にそれ／＼の機関で客観的に調べまして、若しも不当労働行為といふことになれば、その処置があらましようし、それ／＼救済の手段はあるやうに存じます。

○藤田進君 他の委員も御質問があらうかと思ひますので、只今まで私は本法の第二条に言う「正常な供給」、この「正常な」という点を明らかにしたいと思つて質問を続けて参りました。この問題についても無論まだ、明らかになつていないので、具体的な事例を用意いたしておりますが、他の部面についても、実体的に、又法体系的に幾多の質問がございしますが、他の委員が質問されたその間に、或いはそ

の後にござまして質問したいと思ひます。

○小林英三君 今の藤田君が一日から今日にかけて御質問になつておりますいわけの「正常な」という問題についてですが、いろいろ一昨日から答弁があつたのですが、私も素人ですからよくわかりませんが、この機会に藤田君の質問しました中心点につきまして、はつきりと政府の御答弁をお願いしたいと思ひます。つまりこういうふうな解釈していいのですか。第二条のつまり正常な供給に直接に障害を与える行為をしてはならぬという問題につきましては、一昨日からたび／＼質疑応答があつたのでありますが、結果が生じた場合は勿論、結果は生じなくても、争議行為として客観的に、具体的に結果の発生するやうな虞のある場合においても、正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為として認めてよろしいか、これはどうですか。

○政府委員(中西實君) 大体その通りでございしますが、結果が生ずれば勿論ですが、生じなくても客観的にたまに客観的には普通なら生ずるといふ行為はやはりあります。

○小林英三君 それでは一つその次に、今のその結果が生じなくても云々という問題につきまして、一つの例を挙げて見て下さい。そうすればはつきりわかると思ひますから……

○政府委員(中西實君) これは判例の中にもちよい／＼出て参ります。この判例は炭鉱の判例でございしますが、これは結局ポンプをとめて溢水せしめた、その場合にはたま／＼誰かがやつ

た、その結果が生じた場合は勿論、結果は生じなくても、争議行為として客観的に、具体的に結果の発生するやうな虞のある場合においても、正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為として認めてよろしいか、これはどうですか。

○政府委員(中西實君) 大体その通りでございしますが、結果が生ずれば勿論ですが、生じなくても客観的にたまに客観的には普通なら生ずるといふ行為はやはりあります。

た、その結果が生じた場合は勿論、結果は生じなくても、争議行為として客観的に、具体的に結果の発生するやうな虞のある場合においても、正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為として認めてよろしいか、これはどうですか。

○政府委員(中西實君) 大体その通りでございしますが、結果が生ずれば勿論ですが、生じなくても客観的にたまに客観的には普通なら生ずるといふ行為はやはりあります。

○小林英三君 それでは一つその次に、今のその結果が生じなくても云々という問題につきまして、一つの例を挙げて見て下さい。そうすればはつきりわかると思ひますから……

○政府委員(中西實君) これは判例の中にもちよい／＼出て参ります。この判例は炭鉱の判例でございしますが、これは結局ポンプをとめて溢水せしめた、その場合にはたま／＼誰かがやつ

た、その結果が生じた場合は勿論、結果は生じなくても、争議行為として客観的に、具体的に結果の発生するやうな虞のある場合においても、正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為として認めてよろしいか、これはどうですか。

て来てそれを代つてやつてくれるというところがはつきりしてやつたという場合は何でもございですが、そうでない、そう考へても客観的に見ましてそれを切れば当然溢水してしまうというような客観的な状況があれば、やはり溢水罪として罪になる。この判例の場合はたゞ／＼溢水してしまつたのですけれども、たとへ溢水しなくても、そういう客観的な条件であれば、やはり結果において溢水がなくとも罪になるということ判例の理由の中に書いてあります。まあそういう例でござい

○小林英三君 まあ私も素人ですが、藤田さんみたいに専門家でないからよくわかりませんが、そういう場合の判定は誰がしますか。

○政府委員(中西實君) 結局裁判所が最後のにはやる、こういうことでござい

○江田三郎君 大臣が見えておりますから大臣にお尋ねしますが、一体公共の福祉という理由を挙げられておりますが、いづれにしても労働者の憲法に保障された基本的な権利を制限したり、抑制したりするということ、な、かような法律が好ましいものとお考へになつておるのですか。或いは好ましくはないが、現在の段階で止むを得ないというようにお考へになつておりますか。そこからお尋ねしたいと思

○国務大臣(小坂善太郎君) こうした法律が提案されましたにつきましては、提案理由の説明においても申し上げましたように、昨年の苦い経験に鑑みてということでございます。昨年の

経験がこういう法案を必要とし、又そういうしたような虞れが現実にあるということを出したのでございしますから、そういうした虞れのないということは非常に結構なことと考えます。

○江田三郎君 昨年の経験からしてかようなものを出したになつたということですが、併し昨年の争議において、最後に炭労関係緊急調整が発動されて一応収まりがついたわけですが、一体緊急調整という制度で処置がでないのですか。これは土曜日に白川委員からお尋ねがありました。緊急調整だけではそういうことを処置することができないのですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御承知のように緊急調整というものは、その争議の結果によりまして、争議行為によつて当該業務が停止されて国民経済の運営を著しく阻害し、国民の日常生活を著しく危くする虞れが現実にあると認められる場合に、又その虞れが現実

に存するときに限つて、緊急調整というものは発動されるわけでありまして。昨年の場合は御承知の通り家庭のガスもとまり、なお列車の運行も終戦直後の状態に帰るといふような事態が起きましたので、緊急調整をいたしたのでございします。と、きたま／＼炭鉱の保安要員引揚の準備指令が出ておつたわけでございます。その相互の問題は実は無関係なんです。お尋ねの炭鉱の場合、保安要員を引揚げるといふことは、御承知の通り争議といふものは雇

傭関係の継続を前提としての争議なん

は、争議行為として正当でないものでございしますから、それを明らかにするといふのがこの法律の趣旨なんです。ございまして、そういうした自明の理を殊更に掲げなくてもよいといふような良識、一般のそういうしたものがあつたことが望ましい、こういう趣旨で先ほどもお答え申上げたのでございします。この法律は緊急調整とは違ひまして、できるからするといふのではなくて、本来望ましくないのだ、御遠慮願ひたいものである、こういう規定でございします。

○江田三郎君 緊急調整とは非常に趣旨が違ふといふことはよくわかるのですけれども、併し公共の福祉を著しく阻害するといふような事態は、現在の制度の下で緊急調整で調整し得るのじやないのですか。これでできないので

○国務大臣(小坂善太郎君) 私どもこの緊急調整についての考へ方は、これはもう飽くまで伝家の宝刀であつて、そういう状態が国民の福祉を著しく脅かすといふ状態が現実に出なければ、緊急調整といふものは出さないでございまして、そういうしたような非常な国民の生活に不安を感じしめるような状態がないことを望んでおる。かてて加えて只今御審議願つておりますような兩事業についてのストライキのことに規定する争議方法といふものは、本来こういふことは公共の福祉全体から

申しまして、それから只今申しましたような争議、雇傭関係の継続を打切るような行為であつて、これは困るといふことを一つ明確にしておく必要があ

る、こういうことでございまして、只今の御質問のお気持はわかるのであり

ますが、この兩法案、江田さんの両法律案は直接同一目的を持つものではないのでございしますが、併し結果におきましては兩者相付て公共の福祉を擁護するといふことになると思ひま

○江田三郎君 私は今の答弁を聞いておりまして、少し変な気持になるのですが、緊急調整は伝家の宝刀として最後の場合に抜くものだ、併し憲法に保障されてある労働者の権利といふものをこれを制限したり、抑圧したりするといふことは、これはやつぱり軽々しくやるべきことではないし、やはり最後の段階において止むを得ずして行なうといふことでなければならぬと思ひ

ます。緊急調整は伝家の宝刀である。これは伝家の宝刀じやないんだ、日常こういうことをやつておるのだ、日常茶飯事のごとく、この労働者の権利といふものを一方的に抑えるといふことを労働大臣として今後労働行政の基調としておやりになつて行くことに何か正しいとお考へでしようか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 緊急調整は、御承知の通り、正当なるものの争議行為についてのこれらの調整をなす。ここに掲げております問題は、本来やつちやいかん、不当であるものについてこれを明確にする、社会通念上非とせられておるものに対して、その不当な範囲を明確にする、こういうことでございます。本来あるストライキ権といふものは、公共の福祉によつて支えられておるものであつて、結局、公共の福祉があつて、労働者諸君の生活権なり、基本的な諸権利といふものは、結局社会の繁栄があつて支えられておる、その社会の繁栄についてこれはこういうものをやつては社会の

繁栄といふものがなくなる虞れがあるのだといふことで、十二条、十三条によつて二十八条が制限せられておる、こういう関係で、この法律が出て来るわけでございます。

○江田三郎君 こういう争議行為であつて、これが公共の福祉に影響のないといふような争議行為といふものはめつたにないと思ひます。特に、最近のうちに、王子製紙のストでは日本の全国の新聞があつて減らさなければならぬ。これは一体どうなんだ。或いは私鉄が争議をやつた。多くの通勤者なり、その他の人々が足を奪われた。これは一体どうお考へになるか。そういうことはいいのかどうか。若し公共の福祉に影響を及ぼすことが悪いことなら、さういふ争議といふものも皆同じようなことになつて来るわけだ。一片のこの電氣のスイツチ・オフしたよりも、電車がとまつたといふほうがもつと大きいかわからない。そうすると、今の大臣のようなお考へで行かれますと、さういふものも昨年の経験に鑑みてやつたといふのですから、これは、昨年の私鉄の争議はどうお考へになつておりますか。こういうものを必要だと、おい／＼制限することが必要だとお考へになつておるのだから、ば辻褄が合はないと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 争議行為といふものが、使用者側に対してしましものに対して打撃を与える、それが、その人たちが並びにそれに繋がる者の便益を害するといふことは当然なことだと思ひます。ただ、これが一般の公共の福祉に対して正しい関係を持つかどうかといふことは、やはりそ

ここに社会通念によつて、一般的に客観的にこれは不当なりと認識せられるものの限界がある、こう考えられる。私は政府といたしましては、ここに挙げておる兩事業、石炭並びに電気、その兩事業のうち、炭鉱につきましては、保安要員の引揚げ、電気につきましては停電スト、電源スト、或いは職場放棄、そうしたような、電気の正常なる供給に直接なる障害を生ぜしむる行為をここに特に抽出いたしまして、取上げまして、そうしてこれを御遠慮願いたい。このストライキを御遠慮願いたい。こう言つておる次第であります。○藤田進君 その答弁になりますとですね。先ほど来同僚委員も確かめられたように、結果は、そうして顕著な具体的な虞れがあるときと、こういうことが又みずから覆えられて、労働大臣のほうでは、局長のほうでは、大体そのうだと言つたのですが、直接正常なる供給、これを直接という言葉が特に入つていて、今もそのことは忘れないで大臣も言われておる。間接とか、或いはあろうとかそういう予想の問題ではない、法文は、更に正常なる問題に關連して、是非とも私は法体系の中で今後質問を進めたいと思つておりましたが、直接今關連しますのは、一つだけ明確にいたしたいと思ひますけれども、労働法におきましては、明らかに電気事業は公益事業に指定されております。このことは御承知だと思ひます。さて、その労働法の中に、第七條、第七條だつたと思ひます。ここには争議行為としての定義が明らかになつておると思ひます。その定義とは、争議行為とは何であるか、これは關係当事者がその主張を貫徹するために業

務の正常なる運営を阻害するもの、これを争議行為という、これは定義してあるはずですが。但し、電気事業においてはさきから、なぜならば、このスト規制法が出たんだから。今までの御答弁によると、正常なる業務の運営を阻害する行為は、これはなしてはならないのだと、こう明確に言つておられると思ひます。今までの御答弁では、変更も加えられておらないし、これはすでに昭和二十一年十月でありましたか、実施されておる。昭和二十一年十月に実施されておる法律であつて、その後数度に亘つて改正がなされたけれども、本條に關しては改正もされなかつた、今度も改正をなされてない。何らの但書もないのであります。従つて、労働法に言う争議行為の規定である正常なる業務の運営をこれを阻害する行為だ、それは目的としては恐らくそこに書いてあるように、關係当事者がその主張を貫徹するために、そうであるにかかわらず、スト規制法の解釈をいたしましては、正常なる業務運営を阻害しちやいかんのだとはつきり言われたと思う。この法体系としての矛盾をどう考えられておるか。この点を明らかにして頂きたいと思う。労働大臣からお願いいたします。

○政府委員(中西實君) 第七條の争議行為のこれは定義でございます。争議行為とはこういうのを言うのだ。ただ争議行為を然らばやつていいか悪いか、やるにしてもどの程度が許されるかという問題は、これはおのずから別の問題でございまして、結局は公共の福祉というこのかね合ひでやはり制限を受ける、これは止むを得ないのであります。その間に矛盾はないのじやなからうか。例えば、緊急調整にしても、五十日ストができない。これも結局公益の点から、或いは又争議の調整の点から、そういう必要があつて制限を受けるのでございまして。やはり七條は、これは定義であつて、それを如何なる程度に許されるかというところは、別個な観点から規定するべきだと、かように考えます。

○藤田進君 それは勝手な解釈でして、我々がここで言う争議行為というこの熟語なるものは、飽くまでも労働法の第七條に基いて我々は言つておる。あなたも言つておると思うのです。俗語ではない。その定義の意味するものをここで質問し、我々もその固有な名詞を使つておるわけですが。争議行為、緊急調整の五十日乃至プラス六十日の六十日というものはです。この不当性は別として、解釈上はやはりこれは筋が通ります。併し今までの御答弁というものは、正常な業務の運営をこれを阻害する行為はいけなないのだ、こうおつしやつておるわけですが。その目的は緊急調整、それからこのスト規制法がおのずから二つの目的を持つておると先ほど労働大臣は言つた。二つの目的、そうではなしに、一つの目的、公共の福祉という一つの目的に向つて緊急調整も出ておるし、このスト規制法も一つの目的であつたと思ひますが、二つの目的だというふうにはこの場では言われておる。公共の福祉、すべては公共の福祉、そのスチールは社会の通念上、こういうことが言われておる。目的が二つあるというところは、これはおかしいですが、いづれにしても、このスト規制法の言う公共の福祉

というこの目的、そのための手段、法律が。そうであるならば、正常な業務運営の阻害、正常な業務運営の阻害というこの労働法の第七條、これがそのまま生きていたり、それからまだこれはあとで御答弁願つて、結構ですが、答弁の筋を通して一つ用意して頂きたいと思ふ。それは、公益事業として、今の第七條の場合も無論あるが、そのほか三十七條については緊急調整、これは公益事業ということが謳われておるはずですが。或いは又同じく三十七條についても十日間の予告とか、おおよそ電気事業についてこれは本會議においても答弁を求めたわけですが、労働大臣はこの点については何らの答弁がなかつた。それは電気事業においてすでに、電燈や電力です。電燈やモーター、ヒーター、すべて電気というものが何ら影響を受けない、とまりもしない、こういう状態ですね。つまり、聞くところによると、集金ストがあるではないか、検針ストがあるではないか、株主業務のこれに協力しないストがあるではないか、こういうものが残されておるといふふうには言われておるわけですが、このことについて、仮に集金ストを取上げて見ても大体一つの営業所で一カ月一億の収入です。ね、こういう営業所は相当あります。相当数あるのです。仮にこれが一つの大口需用家に例えて見ても一億大な一カ月の電力料金ですね。これを集金しないというストライキがあるのではないかとおつしやる。これはどういふことを意味するかと言へば確かに当該工場においては迷惑ではないでしよう。個人の、零細な一般需用家にとつては、一つ的生活設計を立てて、今月

は電気代が五百円要る、けれども生活はぎりぎりでありまして、電気代というものはなかなか集金をやつて見ればわかるわけですが、一回や二回僅か五百……僅かというか、その生活にとつては大きなウェイトだが、その五百円についても一回や二回行つてもなかなか集金できない状態ですね、金がないから……。併し、それが二カ月、三カ月溜まれば大変なことで、払えない。払えないというときに大きな利息をつけて行くようになっております、今の規程で……。で、ます、この負担が嵩んで来る、需用家にとつては……。そうして、しまいは払わなければ電気をとめるという手段が許されておるわけですね。電気をとめてしまふ。こういうことなのであります。で、まあ零細の場合にはこういう事情があるが、大口にとつてはこれは大変な電気料金ですから成るべく払わないことが資金計画から見ても何から見てもいいので、或いは株主総会にいたつておつた。こういう事情の下においてはすでに公益事業として、性格は公益事業です。生命保険会社については公益事業の扱いをしていないし、こういうことと同じことであつて、株主総会が開かれようが開かれまいが一般の公共の福祉には何ら影響がない。集金しなければならぬほどこれは大した影響がないわけ、然らばそういうことになつておる実態がこのスト規制法なるものが通つたならばこういう状態においてなぞ十日間の予告が必要なのか。これは非常に急にこの法案ができて、その経過は省略いたしましけれども、取りあへず法の体系も何

もなしにここに出て来ましたもので、すから幾多の矛盾がある、法規解釈に……三年間の期限を附けるといふことは、これはナンセンスですね。學者もこの間の公聴会において……そういうことにおいて労働法とスト規制法との関係が何ら考慮が払われていないといふこと、これについての御答弁をお願いしたいと思ふのです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私が二つの目的があると云つたことは実はそういう気持を持つていないのであり、私は緊急調整は本来正当なる争議行為についてこれに適用をする。で、ここに御審議を願つておりますのは、本来いかにものはいかにという範圍を明確にする、こういうことであります。ただこの二つとも両者相待つて公益の福祉の擁護ということに關連はあり、ということを上上げたつもりであります。なお労働法第七條にありますが、今藤田さんのお読み上げになりましたところの「業務の正常な運営を阻害する」ということなのであります。ここに御審議願つておりますのはその一部分でありまして、電気の正常な供給を停止し、その他電気の正常な供給に直接障害を生ぜしめる行為、これがいけないというのでありまして、その間の矛盾はないと考えております。

○小林英三君 議事進行について……先ほどからしてこの規制法の問題について質疑をしておるわけであり、午前中はもう十二時になつておりますから、私はこの際この藤田君から御意見がありました通産委員会、から規制法の問題について労働委

員会に対して合同審議を申込むという問題につきまして、一応この際委員長から皆様にお諮り願つて、そうしてそれをするかしないかといふことについてお諮り願ひたい。

それから今この労働制限法の問題について、今後まだ質疑があるようであり、今後は又労働大臣が体があいておられれば午後でもやるとか何とか、そういう問題についてもこの際委員長から皆さんに一応お諮り願つて、それから又質疑をやるならやるといふことに一つお取極を願ひたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それではこの質疑は本日午後続行いたしますことにいたしましたので、大体本日午後五時までに質疑を終えまして、その上において連合委員会をするかしないかを決定をするという方途の下に皆様かを御努力を願うということを進めて行きたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

それでは暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時五十六分開会

○委員長(中川以良君) それでは休憩前に引続き開会をいたします。

○江田三郎君 午前中私質問しているときに休憩になつてしまいましたの

で、その続きをさしてもらいたいと思ひますが、午前中の申合せで成るべく五時までに質問を終ると、こういうことですが、これは一つこういうことにはつきり答えが出て来れば五時までも何なりやしない。そこで問題点はその問題をどう扱うかといふことだけが問題なんです。ところが政府のほうで正常なる答えが出ないとなか／＼時間がかかるわけですね。一つ私は藤田君とは違つて専門家でないので、一常識人としてお尋ねするのですから一つはつきり答えは出してもらいたいと思ひます。

そこで午前中お尋ねしておつたのは、ここに挙げられているような争議行為は、これは本来なしてはならん行為である。緊急調整のほうは、これは本来なしてはいい行為をした場合にそれが而もなお公共の福祉に重大なる影響を与える際に伝家の宝刀としてこれを適用するのだ、こういうことでありましたが、本来なしてはならん行為といふやうなことは一体何を基準に定められたわけですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 社会通念であります。

○江田三郎君 そうしますと、社会通念としてこういうやうな行為といふものが非常に公共の福祉に影響するといふことになれば、ほかにも同じやうに公共の福祉に影響を及ぼす行為といふものはあるわけですね。例えば、今日たまたま、どういふことになつたか知りませんが、午前中事情を聴取するとやつておつた銀行員のストライキ、これなんか大変公共の福祉に關係があるからして本委員会でも取りあへず事情を聴取するやうなことになつた。或いは又私鉄のストライキといふやうな

の、これなんかは考えようによると、電気なり或いは石炭以上の重大な影響を及ぼすといふことになるわけですね。そういうやうな行為がたゞあるわけですが、大体ストライキといふものが多かれ少かれ公共の福祉に影響を及ぼさん行為は恐らくないと思ひます。そういうときにはなせ電気と石炭だけを取上げられたのか。若し社会通念としてやられるならば、社会通念といへばどんなことでも社会通念だと言つて片付けることができるかも知れませんが、併し我々はそのやうなことだけでは納得できない。少くともそういう法律を新たに作らうといふ以上はもう少し納得できるやう、いろいろ／＼な公共の福祉に影響を及ぼす行為の中で、なぜ電気と石炭だけを、ここに書いてある行為だけ取上げなければならぬのか。そのことをもう少しはつきりおつしやつて頂きたい。社会通念だけでやつて行くなら、こんな法律と何とかわすかししいものは要らぬのですから、法三条で足るわけなんですね。

○国務大臣(小坂善太郎君) 昨年の争議の経験を通じてこれは困るという社会通念が成熟したと言ふべきである。社会通念といふものは単に机上で以てあれこれ想定したもので、そしてこの法案の提出の基礎にしているといふことは私どもとしてはいたさないつもりであります。従つて今御指摘のやうなものは我々はそのやうなもので、昨年の経験を通過して不適当であるという社会通念が成熟したと見るべきであらうと思つてゐるのであります。社会通念といふものはやや漠然としたやうに

思われまふけれども、やはりすべての判断の基礎といふものはそういう健全な社会通念によるべきであらうと私は思つてゐるのであります。労働法第一二條二項の違法性の阻却される範圍は、こまやかといふやうな場合にも、やはり法令に違反するとか、或いは労働協約に違反するとか、そういうもののほかに、やはり健全な社会通念によつて判定されるべき基礎があると思つております。健全なる社会通念といふのは具体的に言へば公益均衡の原則、或いは労働不供給の域を越えるものとか、そういうやうなものがあるものではない。でも、それだけに尽きるものではないのであります。私どもとしては今申し上げたやうな現実の体験を経て、そういうものは禁止すべきであるという社会通念の成熟を以てこの法律を制定する根拠ができた。こういうふうに思ひます。

○江田三郎君 健全なる社会通念が電気及び石炭の、ここに書いてあるやうな健全なる社会通念が成熟したといふやうにおつしやいますけれども、併しそれは一体あなたは何を根拠におつしやられるのか。例えばこの法案が問題になつてから公聴会をほうほうで聞いたけれども、ところが公聴会に出て来る學者といふやうなものは殆んど反対をしてゐる。電産の争議なり、或いは炭労の争議で迷惑したといふことはこれは一致してゐるかも知れん。併しこういうやうな法律を作つて規制しなければならぬといふことに対しては出て来た學者が殆んど反対をしてゐる。私は何もわからん大臣ならそれで済むと思ふ。併し小坂さんのやう

な高い教養を持つておられて非常に進歩性を身につけておられる人が、これらの学者の言葉を何と聞いておられるのか。こういうことに一切頓着なしに若し健全な社会通念が成熟していると言ふとすれば、小坂さんは身の置き所を間違えているのじやないか。何が健全な社会通念かもう一遍はつきりおつしやつて頂きたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 石炭争議の場合には、例えば労働法第三十六條において、安全施設の正常な維持又は運行を停廃し、或いはこれを妨げる行為、この保安要員というものが人命のすべてを占めておつて、これがいけないうことは労働法第三十六條を待つまでもなく明らかであります。なお争議というものはやはり雇傭関係の継続ということを前提として考えられるものであります。保守をおろそかにして、争議がやんだ場合に帰るべき職場を失わしめるということもこれ又不適當である、不當であるということも明らかであると思つております。そういうものは私は健全な社会通念上明らかであると思つて、電氣の場合も今申し上げたような社会通念の見地からいたしまして、一部の人の争議のために、全体に非常な経済上或いは物質上或いは精神上の損害を与えるとか、その与えた害がなま／＼しいのであります。それによつて苦い経験をしてゐる。そこでそういうものはやめてもらいたいという社会通念が成熟したと、こう見ております。

その根拠をいたしまして、只今学者の意見を述べられましたが、私どもこの法律を提案するに際しまして二月に公聴会を全国各地に開きました。その

際消費者代表は口を極めて、この法案の速かなる成立を、一日も早く成立することを希望したしたのであります。て、一般の消費者として見ればこれは非常に賛成すると思つております。使用者側もそうでありまして、労働組合は反対でありました。併し全般的にそこ社会通念の成熟を見る根拠があるといふことは、労働法学者の意見でございまして、労働法学者の意見がたまたま労働法の立場から言つての意見であつたかと思ひます。併し全般的に政治というものは、殊に政府といふものは国民全般に向つて政治を行うものだからと考へますので、私どもはこの法案を出すべき根拠は、社会通念の成熟といふことはすにである、こういうふうな考へ方を持つております。

○江田三郎君 極めて社会通念の成熟を御都合のいいように解釈されるわけでありまして。社会通念といふやつはいつでも解釈できます。ともかく労働組合が今あなたがおつしやつたように全体として反対している。資本家は、経営者の方はこれに賛成している。併し労働組合といふものを一体どう考へになつてゐるのかといふことを、労働組合といふものが、今のこれからの現代社会においてどういふようなウエイトを持つて行かなければならぬのか。労働組合でも本当にこれが社会の面から各糾弾を受けるような行為であるならば、そういうことを継続することは私はできるものじやないと思つてゐる。若し、そういうことを一部の労働組合の幹部が継続しようと思へば、その労働組合を破壊に導くだけであつて、労働組合自身も社会からも或

いは直接的にはもつと組合の大衆からも捨てられるべきであらう。そういうことがいつまでもできるものじやないのです。ともかく全国の何百万の労働者がこれに反対している。そうして良識を持つた学者がこれに反対しているといふことははつきりとした事実なんでありまして。そういうことだけは捨ててしまつて、そうして経営者が賛成しているから、或いは一部の消費者が賛成しているからといふことだけでは、そう簡単にその健全な社会通念が成熟したと片付けることはできないと思つております。而もこういう行動といふものはこれはともかくも憲法で保障された行為の中の一つである。憲法に保障された行為を抑圧し、これを制限するといふことは、よほどのことがなければできないものではないと思つて、あなたがおつしやつたような緊急調整にしても、これは伝家の宝刀として最後の段階に使うものだといふことをおつしやつてゐるわけでありまして、いやしくも憲法に保障された国民の権利といふものを、これを抑えたいといふことは本当に伝家の宝刀の最後の行動でなければならぬはずであります。それをあらかじめこんなものを作つて行かなければならぬといふのは、今あなたがおつしやつただけで、この健全な社会通念の成熟といふことは私もこれは納得が行かない。若しあなたが一方的な意図で、誰かだけの一方の陣営だけの意見を聞いて発言せられるならば別問題であります。が、少くともそういうことは小坂さんのような教養を持つておられる人には私にはあり得ないことだと思つております。あなたの言葉であるだけに非常に

に意外に思つております。もう少し納得のできるように説明して頂きたいと思つて。

○国務大臣(小坂善太郎君) お答えを申し上げます。労働組合の諸君が非常に常識を豊かにされて、そうして日本の将来の発展のために御活躍を頂きたいといふことは、私も江田さんと実は労働者の熱意を持つてゐるつもりであります。ただ労働側には労働問題関係の法律案が出ます場合には、もう例外なく反対をせられるのであります。すでに労働組合関係の法律といふものは改悪であるといふふうになつてゐるのでございまして、これは個人として、必しう場合によつてあつたかといふと、必ずしもそうでないようなかたの御意見も聞くであります。この法律も労働側はことごとく反対であつた。これはもうおつしやる通りであります。これは公式の場に出て意見を言われるときはそういうふうにしてゐるのであつて、私は或る時期がたちますればこの法律は必ずしも反対でないのだ、止むを得ざるものである。こういう意見がきつと日と共に突は強まることを期待いたしてゐるのであります。この法律は他産業に及ぼさない。これはもう私しばしば申し上げたところであります。が、他産業において反対されるというものは、どういふ点で反対されるかといふことは、将来我々の基本的権利をこの法案を漸次拡大して奪うであらうといふことを言つて反対をいたしてゐるのであります。これははつきり申し上げますが、拡大いたさんつもりであります。

きましたならば、これは漸次御納得を頂けるといふ私は確信を持つております。次第であります。それは権利の抑圧といふふうにおつしやいけませんけれども、これは不当なるものを不当と規定するのであります。例へば緊急調整のごとき本来やつてゐるし、争議が非常に影響が大きいからと言つてこれを抑える場合と違ひまして、これはこの程度が程度で、これを越えてはならないといふことをきめる規定であります。

○江田三郎君 大臣は願ひて他を言つておられる。労働組合の諸君は個人的にはこの法案に賛成だけれども、公の席へ来ると反対を言う。これは私は全く逆だと思つてゐる。大臣は腹の中ではこの法案について良心の苛責を感じるが、公の席へ来たら賛成だと言つておられるのだらうと思つて。これは願ひて他を言つておられる。こんなものを誰が考へても健全なる世論の成熟とか何とかという答弁で済ましておつしやるなら私鉄の争議について一体どういふ世論がありましか。これについてもやはり同じ結果が出るのじやないか。銀行の争議がどうか。それとこれとの間にどれだけの一体差異があるか。而もこれは経験がないわけではないのであります。私鉄の争議についても経験があるわけでありまして。銀行の争議でも現にそういう事実が起きて、そうして通産委員会でも、本来通産の問題でなくともこれを緊急に事情を聴取しようといふ問題が出て来るわけでありまして。なぜこの二つの問題だけそうやつて行かなければならぬのか。そこあたり何らあなたの答弁は一貫しない。繰返して申

しますけれどもあなたは腹の中ではその案に賛成しかねるが、公の席だから賛成しておられる。あなたが労働組合に対して言っていることを逆の言葉で言い返さなければならぬ。一体どこにこの二つの行為とほかの産業の争議行為との間に線を引かなければならぬのか。その説明をできるでしようか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは石炭並びに電気について争議行為を全面的に禁止するということではないのであり、そのうちの一部を規制するということなのであります。これは昨年にもそういう例があつたし、なお現実にもその虞れがある。こういうのであります。

只今お示しの私鉄等の場合におきましても、これは争議の経験は勿論おつしやるまでもなくございします。ございしますが、その際に例えば生鮮魚介を運ぶことを禁止したかという、そういうものは運んでおられるし、又代替性もあるものであります。この場合は他の方法を用いてこれを搬送するというこの方法もあるわけでありまして、そういうふうな争議におきましては、そういう特殊な事情があるのです。この争議の特殊の場合においては、たとく電気を消し、或いは保安要員を引揚げるという場合には他産業に見ざる特殊性がある。特に電気の場合は、これは争議の当事者は殆んど損害をこうむらないう。こうむる連中は中小企業であり、或いは大産業もそうでありまして、国民一般が非常な損害をこうむり不便を忍ばなければならぬ。こういう争議の当事者よりも第三者が大きな損害をこうむるといふ特殊な点がありまして、

て、そこに明らかに争議の差異を明示せよ、こうおつしやられればそういうふうな点を申し上げたいと存じます。

○江田三郎君 どうもその特殊性があるからというところはこれは私は答弁にやらんとする。私鉄の問題でも生鮮魚介の問題だけ出されて、生鮮魚介だけの問題じゃない。みんなが足を奪われるのです。若し電気がとまると困るといふ場合には私鉄がとまると同じように、ただひとり経営者だけでない多くの勤労大衆が、而も非常に緊急な用事を持つた人が、そのために緊急の用事ができないのであるから大きな影響があるわけだ。ただ特殊性特殊性と云つて、特殊性のあることは当り前のことでありまして、如何なる産業にも特殊性があるわけでありまして。若し石炭のこういうことがいふんというところになるならば、燃焼炉の火を落したらどうなりますか。同じことをやないか。なぜ石炭と電気をだけをこういふふうにして行かなければならぬのか。若し強いて特殊性といふことになるならば炭炭なり電気の諸君が昨年あれだけの争議をやつた、それに懲罰的な意味にやるといふのであるならば又話はわかりませんが、腹の底はそうなのであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 懲罰的な意味はございせん。これはたび／＼申上げておられるように非常に特殊な性格を持つものだし、即ち争議の当事者よりも第三者に非常に損害を与える特殊なものであります。炭鉱の場合にもこれはもう復讐すべき職場を失わしめる、人命に被害をこうむらしめる。そういうふうなものがあつたためです。又そういう争議が行わないということ

はないので、現害にその虞れがあるといふ認められまゐるのでこれは御遠慮願ひたい。こういうのであります。

○江田三郎君 そんな特殊性の説明といふのは答へになりません。炭鉱の保安業務が非常に影響を及ぼすというならば、燃焼炉の釜の火を落とすということでもこれは同じように影響を及ぼす。而も燃焼炉の火を落したために基幹産業の鉄鋼の生産がとまるというところは、他産業に及ぼす影響というものは全面的になるわけでありまして、何ら特殊性特殊性というものは答へにならないで、ただ合理的な説明ができないところを、ただ特殊性という言葉でカムフラージュしようということだけに終るとしか私には思へない。その問題は幾らやつても……

○藤田進君 関連質問。今の点で非常に抽象的に言われておりますけれども、特殊性とが、その争議行為の結果一般の人たち、中小企業に……こういうことを言われておりますが、そこで関連して質問いたしますが、一定の電気の量を争議行為によつて減少したという場合、争議行為によつて電気の量が、生産が低下したという場合におけるその剰余の生産をどのようにするかというところは、労働組合がやるのか、経営者がやるのか。その点を先ず第一に明らかにして頂いてその次の質問をいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) 質問の趣旨が余りはつきりいたしませんのであるが、一般的に電気の供給量が減少した場合でございしますが、ストによる電気の供給量の減少したとどちらですか。

○藤田進君 特に分けなければならぬのに分けてもよろしいございします。平常時における電力の需給の調整です。わかりやすく言えば配給、それから争議行為時における電力の配分、これらは一体誰が責任を以てやらなければならぬのか、又やられているか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 現状におきましては経営者がその責任を持ち、そうして公益事業令によりまして通産省公益事業局の監督下に置かれております。こういうふうにご了解いたしております。

○藤田進君 そういたしますと、一般の電燈、中小企業が迷惑をこうむるからというところは、そも／＼それは経営者が迷惑をこうむらしめておるのであつて、全体の日本の大口と中小企業並びに一般電燈との電力需要の割合を御承知だと思つておりますが、これほど法律を作るのでありますから。そうなりますと、あとで通産大臣にお伺いしたいと思つておりますが、そういういたしますと、昨年の場合には特に東京電力の管内における状況、これを一般の電燈や中小企業が迷惑をこうむるが、それは反対に言えば全然大口は迷惑をこうむつていないということになつていると思つております。一定量の電源を切らしたわけでありまして、この点全然お構ひなしにすべてのしわ寄せを争議行為をやつた労働者側に転嫁するといふことが答弁の内容になつてしまつているわけでありまして。この事実をどうお考えになるか。

○国務大臣(小坂善太郎君) そうした具体的な細かい……と言いますと語弊

があるかも知れませんが、そういう問題よりも私どもの問題にいたしておりますのは、とにかく国民大衆が受けたあの現実の経験なんです。そうして国民大衆の中には勿論中小企業者もございまして、中小企業者といつたしましても電気が来ないために非常な苦勞をされたわけ。そういう現実をこうむつた大きな損害といふものからこれは困るじやないかという社会通念の成熟を見たところから、大口、小口の電力の現状を見ますと、大体七と三という程度だと思つております。

○藤田進君 七と三で、七は大口であつて、大企業であつて、一般の家庭に送つておられる、中小企業に送つておられるのを合せても三しかないのです。十に對して七と三と、大臣自身もそういうふうにご了解しておられる。昨年の場合東京電力の管内を除いた以外に一般の電燈や中小企業が困つておられるかどうか。当時の電力制限はこれは別ですよ。争議行為として、問題は東京電力の管内だけが一般の電燈や中小企業が非常にとめられておられる。これは会社がそういうスト規制法を作らんがために当時、まだ／＼私は細かい事実を申し上げたいこともあります。これは突然としてスト規制法が出たのじやない。そういう昨年の東京電力の場合と他地域の場合と、大臣の答弁を求めたのでありますから一つ聞いておいて下さい。東京電力の場合はそういう特殊な事情の下に会社が故意に一般家庭や中小企業をとめて、そうして一方においては中小企業や或いは他の実存しないような団体の名前まで作つて何々電力協議会とかこういう形でそこに資金を注ぎ込

諸君が挙つてこれに反対しなければならん。若し他の産業はやらないと言うなら、そこにもう少し基礎になるべき理論的な根拠がなければならんと思うのです。一方的な判断の社会通念というようなものは何ら根拠になるものじやないです。それ以上にあなたとしてこういうものを必要とする社会通念とかいうような、とほけない、それ以外のはつきりとした理論的根拠をお持ちにならないですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私は今の御質疑の中から特に社会通念が成熟してないという反論は出て来ないというふうに考へる。消費者代表が全員賛成している、本法律案を早く通して欲しいという希望があつたというところとは、私はそれが一つの根拠になり得ると考へております。なおこの法律案を出すことが基本権を奪うのだ、労働基本権に抵触するものだという考へがあれば、その裏面解釈をいたしましては、又あつた争議をやつてもいいのだという考へ方があるから、そういう問題が出て来るので、そういう考へがあればなおのこと、ここに三カ年の時限立法としてのこの法案の意義はよいよ出て来るのである、こう思つておる次第であります。

○石原幹市郎君 私は先ほどのいろいろ論議を聞いておりますと、労働大臣がもつと強く特殊性を強調されてもいかに私は思ふのでありまして、昨年のあの際、先ほどからいろいろお話の出る中小企業が非常に困つておるのは勿論のこと、農村は脱穀調製するときなんか当つておる場合にいろいろ非常な影響をこう受けるのでありまして、それから又一般家庭がどれだけ苦しんだかというところは、当時の新聞であるとか、いろいろのなを見れば十分わかるのであつて、私は先ほどからいろいろ燃焼炉の火がどうだとかいろいろ話がありましたが、今度の法案の対象になつておる二つの事業の特殊性というものをとつと強調されて私は然るものべきものだと思うのです。それで公益事業命令なんかを見ましても、電気事業の特質、或いはこれがサービス事業であるというような

点からいろいろの規定が盛つてあるわけでありまして。殊に「公益事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない」という規定まである、これはほかの法律にもこういう規定があるものもあり得るけれども、これまでの規定がしてあるものでありまして、むしろ争議の手段として電気を切るとかこういうことはもうすでにこの法の精神から考へても間違つておるのじやないかくらいに我々は感ずるのであつて、この事業の特殊性或いは一般の輿論というものはもつと強いものだと思ふのであります。この点について労働大臣の御所見を伺いたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 御指摘の通りであると思へます。この法律が解釈法規である、確定的なものを持つものであるということに関連して、先般も申上げたことでございますが、鉱山保安法なり或いは公益事業命令なりによりまして、正當ならざる電気の停電、或いは業務の停電というものを禁止してある趣旨は、二つの産業が特殊性を持つたものである、非常に公益的な性格の強いものであるということによるものでございまして、お説の通りに考へております。

○政府委員(中島征帆君) この被害の状況につきまして非常に調査が区々でありまして、全般的にまとめた結果が出ておらないのでありますが、總体といたしまして、このスト期間中に受けた生産上の影響が一割五分程度に言われております。それから中小企業につきましては、これは又部門によつていろいろ違つておりますが、期限の納期の関係その他から若干遅れたために金額的には相当な損害を受けたというものもございまして、場所によつて二割の損害であるところもありまして、或いは五割も損害を受けたというところもございまして、非常に区々であります。これもやはり概して言つて二割前後の損害だというふうに考へていいのじやないかと思つてあります。

○石原幹市郎君 それは金額にして概算すれば大体どのくらいのものになるのですか。私のなには、聞いておるところは違つても知らんけれども、石炭関係では二百数十億の被害というか損害になつておる。電気関係は測り知れないというふうな表現で数字的には余り聞いてないのですけれども、これははつきりしたことは言えないでしようけれども、大よそ数百億であるとか、何かそういうふうなことは言えませんか。

○江田三郎君 そういう数字を発表されるなら或る一つの団体でやつた数字であつて、このまま信用できるかどうかかわからないというふうなことはやめてもらいたいと思ふ。もう少しきつぱりやつて行かなければならない。それから労働大臣は今の石原委員の質問にお答えになつておつて石原委員のおつしやる通りだと、こうおつしやつておられました。一体去年の争議で石原委員の指摘されたような農村が脱穀作業中に電気を止められたというふうな例がどこにあつたのでございましてか。或いはこの電気事業、何ですか。これは、電力協議会か、この電力協議会というふうなものが、恐らく労働大臣のほうではこれを消費者の団体くらいにお考へになるかも知れませんが、私の体験から言いますと、去年の争議のときに中国のほうの地域差の料金の問題で集まつてくれというので電力協議会のほうから招集が来たから行つたわけなんです。ところがそこへ会社の中国電力の重役の人が来て、こういう争議では非常に困るからして、これを早く収まるような措置をとつてくれという陳情があつて、そこで満場一致、満場一致じゃないです、集まつた人々がそれはそれだということを言い出した。私はそれにはこういう会合で会社の人が電力協議会あたりを利用してやられるというところは非常に一方的な行動であつて、電力協議会というものは会社側の一方的な働きをなすべきでな

しに、もつと一方的でない問題をやるべきだということを言つて、私はそこで帰りましたけれども、そういう例もあるわけなんです。それはともかくとして一体脱穀作業等が停電で困つたというのはどこがあつたのですか。

○説明員(山崎五郎君) 被害状況に關しては正確な被害状況報告は通産省に出ると思ひますが、私のほうに当時入つた報告だけを二、三摘出して御報告いたしますと、茨城県におきましては農村関係について供出が遅延したという電報の報告を受けております。埼玉県におきましては……

○江田三郎君 ちやんと何日に発信人は誰であつて、そういう争議行為がいつあつたかということをはつきりやつて下さい。

○説明員(山崎五郎君) 私の今申し上げるのはストライキの当初の報告の中から摘出して申し上げます。栃木県の労働部長からの労働組合課長宛の報告によりますと、ストライキの第十一波までの影響として、農村関係は供出が遅延しておるといふ電報が入つております。それから埼玉県も同様発信人到着人同じであります。農村関係におきましては脱穀が二、三日遅れている、但し供出完了には影響がないという報告があります。それから千葉県からの報告によりますと、農村関係の被害は、早場米供出に支障を来たしており、供出奨励金が被害と見られ、その額が相当大きいという報告が来ております。そのほか各府県から相当来ております。

○江田三郎君 これはあとでこちらも調べますから……。今言われたのは茨城、栃木、埼玉、千葉……。

○説明員(山崎五郎君) これは極く当初の分です。

○江田三郎君 そうすると関東だけに限るのですか、ほかにありますか。

○説明員(山崎五郎君) いや、そのほかにも長野県からも報告が来ております。もつと詳しく読みましょうか。

○江田三郎君 ほかにありますか。

○説明員(山崎五郎君) ずつと拾うとまだ出て来るとは思いますが……

○藤田進君 ちよつと今の御答弁に關連してですが、お聞きのように茨城、栃木、埼玉、千葉、長野、それから静岡県というのはこれは中部電力とのかね合い、それから長野については東北電力のかね合いといふところがあるのです。これでも立証されるように、当時今石原委員の言われたように、農村の脱穀になり、こういつたことについては農村から感謝されているのですね。

○藤田進君 もらっているし、それはなぜかといふと、今言われた東京電力はこれはもう農村だけじゃないのです。中小企業と一般ですね。これだけ狙い打ちに東京電力がやっているのです。

これは通産省で調べて頂ければわかる。それから、通産省でどんな資料を持っておいでになるかよくわかりません、お見せになりませんか。併してスト規制法を出したのだが、先ず政府関係では十二月十三日に労政局資料というので十二月十三日、これは十八日の解決直前、これによると被害なしと、更に中央労働委員会におきまして電産の緊急調整をどうするかという問題が石炭の緊急調整を同意を求めるといふことに關連して出た際にも、電氣については云々といふことで、さして被害があるような話はないかつた、資料でも

発表されておる労政局……。さてスト規制法は出したわ、それで十五国会で御かれるといふことで、実はなんらそれをお見せしてもいいのですが、日経連、経団連、それから商工会議所、それからいゆる経営者団体の名をたくさん連ねて大きな表を印刷にいたしました。急遽被害状況調査を突は始めたわけです、電氣連合会というような名前前で、ところが散髪屋へ行つてどれだけ被害があつたらうか、随分あつたらうな、ときにすでに主婦連合その他被害に對する損害賠償といふようなことを言われていたもので、いやおれの散髪屋では十萬円あるとか、おれの中小企業では幾らだとかいふようなことで、これを合せて見たならば実に大変なこと、これは如何に言つても信用できないといふようなことで、その資料は結局役に立たないものになつてしまつたはずだと思ひます。そこで次に最近打たれているのは、当初もそうでした、何々電力協議会といふものも私の手許に来ますが、石原さんのところにもそれは来たと思ひますが、これはたくさんあるでしょう、経営者陣も数が多いですから。ところが電力協議会といふのは曾つて終戦後二カ年ばかり労働組合が當時中心になつて、そして電氣についての協議をして、當時の、今以上に電力制限、非常に電力の危機の状態にあつた、これを打開するために作られていたもの、爾後昭和二十五年あたりからだん／＼会社から経費が出るようになって組合から金が出なくなつて来て、今では何々會長さんといふような人がただ残つておるだけで、それで印刷をしたりやつて

ない。これはいつかの朝日新聞にも出ていたと思ひますが、調べて見ると実体はない。併し大変な印刷物を作つていふものだから、雇大なる組織機構のように見えるが、これは単なる金の力がさせるのであつて、決して実体はないといふことですが、通産省においてその実体があつてどういふ団体の内容を持つていふかといふ資料があるならば是非お出し願ひたいし、なお先ほどの被害につきましても權威ある被害状況調査ができていふならばこれを出して頂きたい。中小企業におきましても大口にいたしましても、大抵振替作業をしたりいふ／＼な關係で、さして被害がなかつたといふような曾つて資料も出ておりますから、この点を私關連して通産省當局に對しても申し上げておきたいと思ひます、資料の要求をかねて。

○説明員(山崎五郎君) 被害がなかつたといふことに対して私反駁を試みるのでも何でもありませんが、先ほど藤田委員から労政局が被害のないといふ報告が出ておるといふことの御発言がありまして、誤解があつてはならないのでその点につきまして申し上げます。御承知のように電産の被害状況は組合に關しても経営者に關してもなかなか直ちに被害状況がわかりません。我々の下部機構におきましても直ちにその被害状況が明瞭に現れて来るのは困難であります。十二月十三日の資料としておつしやいましたのは、先般藤田委員が電産委員長當時この法律の公聴会の席上私お話を承つたのでありますが、その資料は或る労政時報の雑誌をお読みになつたように私の目で見ただけであります、これは確かに私も見ました。十三日附の資料は私のほうでは公表した事実はありません。ただその中で若しその中にあるのをとおりになられても被害は決して少くないと思ひますが、その資料の中からは被害がないという部分だけがとられて一般に流されておるものもあるようであります。又その雑誌へ載つておつたのも極く僅か載つておりました、全文は勿論載つておりません。而もその資料は十三日現在でありまして、十三日にまとめたことはとめましたが、それはストライキの第十一波までとめたのでありまして、被害の状況はそれほど或いはないかも知れません。私の見たところではその資料だけから拾ひましても雇大なる被害状況になつて来るのでありますが、先ほど申し上げましたように、なか／＼的確につかみ得ることが困難なものでありますから、私のほうでは公表しないで、その責任ある通産省の発表を待つておつたのであります。なお被害状況につきましてはいろいろ／＼先ほど各種団体からの陳情等が問題になつたようでありまして、地方自治団体、或いは経済団体等を除きまして純然たる地方自治団体からでもこの電産争議に關する被害等を主として書いた陳情が四十三件……

○藤田進君 それは自由党の知事さんだろ。

○説明員(山崎五郎君) それは自由党社会党を問わず私のほうでは四十三件といふふうに記載してあります。なお具体的な例を述べよと申されるのであります、非常に細かくなると思ひますが、正確な資料は通産省から御報告願ひたいと思つております。経営者

団体のほうでは御承知のように日経連は二百億の被害と曾つて発表しておりますが、私のほうは別に経営者団体の資料を主として集めたり、或いは急にそういう団体にお願いして被害状況を調べた事実はありません。

○江田三郎君 被害が全然ないといふことは勿論ないわけ、被害はあるでしょう。ただあなたがたの言われるような、例えば石原委員のおつしやるような数字といふような、そういうような表現といふもので私はこの問題をやるべきじゃないと思ひます。折角労働省のほうで權威ある調査が通産省のほうでできていふといふのですから、これは通産省のほうで本委員会へ權威ある被害の報告を出してもらいたいと思ひます。そこで私は時間をごさいますから、もう少し問題を新しい方向へ發展して行きたいと思ひますが、ともかく今の被害が、どんな争議だつて被害のない争議はないのですから、それはあるわけ、特に小坂大臣としては電氣事業の特殊性といふことを非常に強調される、そして午前中の質問を通じても正常なる供給が結果として起きなくとも起きるような条件があつた場合には意思と行為とが一緒になつておるといふことはここに言われるところの、禁止されるところの行為になる。こういうふうに非常に電力の正常なる供給といふことを重要視しておられるわけ、そうして公共の福祉の名において、一方憲法に書いてあるところの労働者の基本的権利といふものをここで制限乃至抑圧されるわけなんです。若しそこまでおやりになるなら、それはど電氣の供給とい

うことを重要視するなら、一体この経営者のほうの責任というものはどうなるのかということ。これは土曜日に海野委員から電圧が足りないという極めて現実的な問題を非常に素朴な形で問題を提起されておりましたけれども、私はこういうことだつて軽々しく片付けるべき問題じゃないと思うのです。一体大臣も言われるように、非常に広汎なる大衆ということをおつしやるといふことになれば、又それが政治としては私は末端の国民の一人々々へ政治の力が及ぶということがこれが正しいことだと思ひますが、そういうようなことから考えると農村において電圧が足りない、ラジオも聞けないという現実にはたぶんあるわけなんです。そういうような、明らかに公共の福祉を阻害したことをやつておるわけなんです。争議行為としてはやつておるわけなんです。併しながら現実にはそういうことをやつておるわけなんです。これに対して公益事業令何かでこれは監督を受けるといつたところで、受けておるはずなのに、そういう問題が起きているわけなんです。而も一方において今度の選挙の場合におきましても電力関係からは相当の政治資金が公然、或いは隠然と出ている。先般の電力の九分割に当りましてもいろいろの噂がある。電力会社を厳密に調べれば当然なすべき手配を怠つておるという問題がたぶんある。経営者の責任においてなすべきことを……そういうようなことであつて現実公共の福祉を阻害するようなことをやつておるのに、これに対しては一体どうするかということ。海野委員は言つておつたのですが、それに対しては余りまじめな態度ではお答えに

なつていなかったようですが、そういうことはどうお考えになりますか。
○國務大臣(小坂善太郎君) 電氣だけを今問題にされたから電氣について申上げますが、電氣の特殊性というのはこれはもう申すまでもなくエネルギー源であるということ、或いは高度の独占性を有しておつて代替性が無い、替るべきものがないということ、或いは生産即消費である、或いは非常に少数者の行為が広汎にその影響を及ぼすということ、或いは争議行為の場合には争議の当事者よりも第三者に対する影響が多いということで、特に問題にしておるわけでございますが、只今御指摘の、消費者はそういう争議行為でなくとも、経営者の懈怠によつて、怠慢によつて電圧が低下するとか或いはサイクルが乱れるとか、そういうこととで損害を受けているではないか、こういうことにつきましてはこれはやはり私は公益事業局というものがあつて、これが監督官庁の立場から経営者を非常に厳重に監督しておる、こういうふうな考へております。ただ争議行為といふことは、例えば事務ストで以て石炭の入手を非常に怠る、又悪いがあつた場合、火力がそれによつて十分焚けない、即ちそれによつて電圧が降下する、或いはサイクルが乱れる、こういう場合にもこれは争議行為としてならそれは許される、こういう考へを持つております。許されません。ですからそういう面においての争議行為であれば、これは今の場合経営と対等の立場で経営者の懈怠というものは抑えられる。監督官庁が監督されるわけですから抑えられる。併し客観的に見て

どうにもならぬ。日本経済の事態、経済ばかりでない。天候にもよりますが、例えば雨が降らない、水力がない、そのために電力が減つた。例えば石炭の生産状況が悪くなくなつて火力が焚けない。こういうようなことは監督官庁によつて必要止むを得ざるものとして認めれば、これもいたし方ないと思つております。併しその場合に、いろ／＼なやりくりは通産省のほうで考へる。併し私ども争議行為の場合を考へると、ここに停止するのは、電源放棄、或いは給電指令所の職場放棄を言うのであつて、事務ストによつてそうした電圧ストというものがあつた場合はこれは問題の外である。ですからこれは片手落ちではないと、こういうふうな考へておる次第であります。
○江田三郎君 ここで出て来る公共の福祉といふことは抽象的にストライキやらんかといふことは抽象的にストライキといふものを考へる場合、争議行為そのものは如何なる産業でも行つておる。だから抽象化した争議行為といふものはこれは公共の福祉と別に関係はない。ここで言われる電氣事業関係の争議行為、或いは石炭鉱業のほうの争議行為が問題になるのは、現実電氣が来ない、石炭が来ない、山が荒れる、そのことが問題なんではない。そこでそれには労働者側にとつては非常に苛酷にやういふ結果が起きなれても意思と行為があれば、ここで言われるところの、規制されるところの行為になつて来るというところまで嚴重にやつておるわけなんです。その出発点は全部公共の福祉なんです。公共の福祉にとつては電産の組合がストライキをやつたといふことじゃないのです。

電氣がとまつたということが一番問題なんです。そういうとまつたといふことは争議行為でなくとも、今あなたもお認めになるようにあり得るわけですよ。当然なすべき行為を十分にやらなしために電圧が下つたり或いは火力の石炭の貯蔵が十分でないために湯水停電をやつたといふ問題が起きているわけですよ。而もそれに対してはまるで一方的に通産省のほうの監督だといふようなことを言われて、而も通産省はそれに十分監督していないじゃないですか。たくさん問題はあつたじゃないですか。通産大臣がおられたら私はそれを質問したい。そういう問題について片方に電氣事業の従業員に対してだけ非常に、その結果が起きなくても、公共の福祉に直接影響する結果が起きないことまでもここで問題にされるということは、これは私は労働大臣としては非常に片手落ちだと思つたのです。一体なぜそういうような行為をしなればならぬのか、何もう行為を目的に行つておるわけじゃないや、やはり争議を円満に、或いは早急に有利に片付けたいといふためにやるといふことは、これは言うまでもないことなんです。土曜日の大臣の説明の中にもILOにおける中山氏の発言を聞かれて、調停機関の決定を聞かないやうな情勢が出て来ている、聞かないのは一体どうなんですか。労働者だけが聞かないのですか。若し労働者だけが聞かないといふのなら労働者のこの争議行為といふものは或る程度制限するといふことは私はあり得るかも知らんと思つたのです。併し現実にはそうじゃないやないですか。調停機関の決定を聞か

ないのはどちらも聞いていないじゃないですか。そして片方においては、労働者の場合にはそういうやうな非常に憲法に保障された基本的な権利といふものを制限乃至抑圧される。而も経営者については何らそういうやうな争議を早急に片付けるやうな何らの措置をとられない、これで一体労働行政ができますか。若しそれで労働行政ができるとすればこれは産報の行為です。産報的な労働運動の取締ですよ。恐らく大臣が腹の中に持つておられる、長年身につけた進歩的な大臣が腹の中に持つておる労働行政といふものはそんなものじゃないやなろうと思つたのです。それは一体どうでしょう。
○國務大臣(小坂善太郎君) 江田さんは私が何か争議行為を電氣と石炭の場合について全面的に禁止するやうな御解をお持ちではないかといふやうな御口吻を承るのでございまして、これはもう繰返して申上げますやうに、両産業における特殊の例えば保安委員の引揚げであるとか、或いは電氣を送らんとする行為に対してこれは御遠慮願いたいといふことなんぞございまして。なお全般に影響を及ぼさなくても、客観的に見てこれがそれと同様の効果を持つものであるがたまたま／＼それが公共の福祉に影響が少いと言われれば、そういう意味でありまして、客観的に見て同一の効果を持つていふことであるが偶発的にそうでない、こういう場合はやはり一般論として規制せざるを得ないではないか、こう思つておるのではありません。で、この昨年の争議はいろ／＼の原因がございまして、先

にも述べたのでございますが、やはり占領が長きに亘りまして、占領中は何か司令部によつて解決せられておる、解決が強制的になされるのが双方にはやはり不満である、そこで占領解除と共に一種のレジスタンスで非常に労働双方共に非常に自分の力によつて解決しようという傾向が爆発したその結果であろうかというふうな觀察もできるかと思ふのであります。そこでそうした場合に労働組合側についてだけ抑えるというお話がございましたが、私もはそういうふうには考えておらないのでございまして、こうした電気を消してまで、或いは炭鉱の保安要員を引揚げてまで争わなくても争議というものには解決し得る、調停機関というものをもう少し資料等も豊富にしたり力をつけてやるということも一方において必要でございまいしょうが、大体公共事業の争議でございまして、やはり第三者の調停を尊重し、又両方の良識と理解と納得によつて解決するという方法を持つべきであらう、何も炭鉱を爆発すると言つておどかさなくても争議の解決の方法はあらうと、こういうふうにも思つておるのでございます。事業者に対する監督がどうこうというお話がございましたが、これは通産省の御当局がおられますが、通産省において嚴重にやつておられるであらうと、こう思つておる次第でございまして。

○江田三郎君 全面的に争議行為を禁止するのではない、こう言われますけれども、少くとも電気事業関係は一体あとに何が残るのですか。或いは株式事務とか株主事務とか何とかいうようなことをどこかで説明しておられましてたけれども、そんなものが争議行為のうちに入りませんか、これはもう明らかに全面的な禁止と同じですよ。それだけのことをやるならもつと経営者に對しても当然一方的でないようにやらなければ、一体今大臣の説明の中にでも昨年の争議が非常に長引いたのは従来の占領が終つたというところから一つ自主性といひますか、何といひますか、そういうものが爆発してあれだけ長引いたのじやなからうかと思ふ。若しそういうことなら占領中の一つの占領行政の反動だというのならそれなら片附くわけでしょう。併し私はそれだけじやないと思ふのです。大臣は盛んにこの土曜日も労働争議に對して政府は介入は極力しない、こう言つておるのですけれども、介入はしない、この無能力ということになるのじやないですか。政治力の貧困ということになるのじやないですか。而もこういうような法律を出すことが一番大きな介入ですよ。憲法に保障された権利までこすりやつて抑えるというくらい、このくらい大きな介入はございせんよ。一方にこういうことをやつておいて現実に争議が起されば、緊急調整でも何でもまだ、使ひ途があるものを、それはしない。調停は、中労委の調停案が出たところで両方とも聞かないというのもそれも何もしない、介入しないというのには要するに別な言葉で言へば政府が怠慢であつて、その政府の怠慢をかうな形でより以上、これ以上の介入の仕方のないような形で最大の介入をしているのが今度のやり方じやないですか。私は今の大臣の今まで言われていることはその点で非常な大きな矛盾があると思ふのですが、それは矛盾とはお考えにならないでしょうか。

○岡田三郎君(小坂書本郎君) 昨年の争議は誠に遺憾であつたと関係者も思つておると思ひますけれども、一般国民としては、あの争議の経験に鑑みて、あれは困るという気持ちになつておると思ふのです。これが私の言う社会通念の成熟ということでございますが、な一方この経営者というものが何ら規制なくして放つて置かれるというお話もございまして、これは監督官庁の監督ももとよりでございまして、やはりこうした高度の重要性を持ち、独占性を持つておる企業の経営者というものは非常ないわゆる社会的規制と申しますか、別の言葉で言へば政治的に監督されるべきだと思います。国民すべてから常に厳しい批判を受けておると私は考えるのでありますが、そうしたことは全然無關心で経営ができるかどうかという、私はそれはできない、こういうふうにも思つております。それでなお法律を作ることが政府の争議権に對する介入ではないかというお話でございましたが、これは私もがそう考へるばかりでなくして、これははいわゆる社会通念は世界的に社会通念として存在すると思つておるのでございまして、これは決して介入ではなくして、本来いかにということはいかん、それは終戦後に非常に活潑化し又発達し発展して参りました労働組合運動がまだ十分に発達しきざる段階においての一つの過渡でありました。こういうものは明確にするというほうが本来の正しい組合運動の発展に資するところがある、こういうふうにも思つております。政府がそれに介入するのじやなくして、いけないことをいけないという考へ方を明らかにする、こういう趣旨であると考えております。

○江田三郎君 電力事業の特殊性といふことを盛んにお話しやつて経営者としても社会的な一つの輿論の何といひますか、制約なり規制を受けるんだといふことをお話しやつていますけれども、併し実際にはそうなつていないで、例へば九分制、さつきもここへ話しておりましたけれども、九分制に際しての地域差の問題でも、これが本當に社会性といふことを考へるならばあの地域差というふうなものを当然なくするやうな措置が継続されなければならぬ。ところがあの九分制をするときには将来地域差の起らんやうな措置をとるといふ約束がありながら現実にはとられない、而もそういうことに對して監督官庁は何もやつていないじやないですか。事業者のほうの監督が私はこれは何とあなたが言われたところで通産省のほうは余りやつておられんと思ふ。やらんのは当り前として、大体政府が、小坂大臣の言葉を以てすれば調停機関の決定を聞かない傾向があるのは遺憾だといふことを中山委員の言葉を引用しておつしやつておられただけども、今の政府自身がそういうものを聞いていないのじやないですか。人事院の勧告にしても或いは国鉄や専売の裁定にしても聞かないじやないですか。そういうつておいて片方においてそういうやうな政府が陣頭に立つてかやうな形で争議行為といふものを規制されて行けば、私はいよいよ調停機関の決定なんといふものは聞かれないう傾向が出て来ると思ふのです。公務員の場合でも公労法や何か作つて抑えて、いけないことをいけないという考へ方を明らかにする、こういう趣旨であると考えております。

○政府委員(古池信三君) 先ほどからいろいろ通産省に對するお話がございましたから、私から考へていることをお答え申し上げたいと思ふのですが、先ず第一に電気事業の経営者に対しまして、通産省としては十分監督をしておりませんが、これは私どもその衝に當ることだけで、肝心の仲裁なり裁定なりを聞かそうといふことは一向できていないじやないですか。それが民間産業の場合に現れたのがこの形であつて、この形が丁度公務員のいよいよな労働者の権利を奪つておつしやつてそれにも一つ輪をかけて、仲裁なり裁定なりといふことを政府が聞いていないのと同じ結果がここに出て来ると思ふのです。ここでやつぱり労働者の基本的権利は奪つてしまふ、そうして労働者としては当然資本家に対抗すべきところの行為が十分にとれない。今までも今大臣が憂慮されたやうな調停機関の決定を聞かないという傾向が出て来ておると言ふのですけれども、私は一層その傾向といふものは大きくなつて来ると思ふのです。一体今後大臣として労働行政の立場から調停機関の決定といふものをどういう形で労使双方へ聞かそうとするのか、どういふおつもりがございまして。ただ資料を作つてとか何とかさつきおつしやつておりましたけれども、そういうもので片付くなら私はもうこんなものをやめたいと思ふのです。ちやんといつても資料をお作りになつてこんなものなかつて争議がしやん／＼と調停機関の決定の通り片付くはずなんです。どういふ一休腹案がございまして、どういふ成算がございまして。

者といたしましては法令の命ずるところに従ひまして十分な監督をいたすべきであり、又いたしておる、かように確信しております。先ほど来いろいろ再編成の当時に遡つてお話しもございましたが、これは御承知のようにあの当時には賛否両論があつて非常な議論を聞いた結果今日の事態になつたのでありまして、今なおお話しのような意見のあることも私は十分に承知し、又これに対する反対的な意見のあることも十分承知しております。で、これは電気事業の組織機構というものを将来どうするか、このままでもいいまでも維持して行くのか、或いは相当先になつた場合に何らかの変更を加えるかというような大きな事業形態の問題でありまして、今日これについては申上げる段階ではなからうかと思ひます。それから先ほど来停電に伴う一般需用者に対する被害状況はどうかというお話ですが、これは率直に私は申上げますが、要するに正確なる結果の数字を出せということ、これは非常にむずかしい問題で、殆んど不可能に近いのではないかと思ひます。と申しますのは、成るほど炭鉱等でありましたその山の数は限られており、その出炭の日々の生産減というものは或る程度まとまつた数字が出ておりますからこれを基礎として算定すればおおよそメドはついて行くのじやないかと考えられるのです。電氣はあらゆる面に参透しておりますが、電氣はあらゆる面に、大企業においても相当な被害をこうむると共に、又中小企業乃至一般国民生活の上に相当な被害のあることは当然でありますけれども、それを一々数字に現わすということは需用者

の面が広大無辺であるだけにまとめにくいのではないかと、かように私考えます。従つて良心的に正確な数字を出せと言われても、これは実際出ないと申すよりはかはなからうかと考えるのであります。それから次に争議行為による停電に伴う被害ばかりではなく、例えは漏水であるとか、そういう設備上その他の関係から停電が起るじやないか、それに対してはどう考えるかというようなお話がありましたが、成るほどそういう事実があつたということも重々承知しております。これは私は私にはかように考えるのです。何しろまだ、戦後すでに七、八年はたちましたけれども、電氣事業の設備の回復というものは必ずしもまだ万全ではありません。而もこれには特に水力設備関係から言へば降雨量という季節的にも、又絶対量からいまして非常な天然の影響が多い、こういう事業でありますから、なか／＼人力を以て測り得ない部分もあることは確かにあります。要するにこれについては経営者が相応ないわゆる善良なる管理者の注意を以て事に當つて、而も及ぶべからざる点は、これは言葉は語弊を招くかも知れませんが、いわゆる不可抗力に属するものの一つとして考えねばならぬのではあるまいか、こういう面も私は確かにあると思ひます。

○江田三郎君 災害と同じか。
○政府委員(古池信三君) それからなおこれは一昨日も出ましたが、サイタルなり電圧が所定の標準を維持しておりますが、これも確かにそういう点はあると思ひます。併しこれは非常に大きな面から考えて見ねばならぬのであつて、現在の電力設備と、即ち供給側の設備とこれに対する需用側の要求、この二つのバランスがうまくとれておれば電圧にしてもサイタルにしても正常状態を維持できるわけでありましてけれども、大きく見た場合にその間にアンバランスがあるということは、これは御承知の通りであります。これは、御承知の通りであります。これは、これは幾ら逆立ちをしても、そこに正常なるサイタル或いは電圧の維持を常に続けて行くということが非常に困難な場合が出て来るということも御承認願わなくちやならぬと思ひます。無論、そういうようなことは最小限度にとどむべきは当然であります。けれども、或いはかような場合には例えは新規の需用を切るとかそういうことをやればそれによつて電圧なりサイタルの降下というものは防げるかも知れませんけれども、これはやはり又大きな問題を生ずるのであります。例えて言へば比較的近き例であります。薄めて広く供給するか、或いは濃度の高いものを狭く供給するかというようになると、これは何ともしも一日も早く設備の増強をやりまして、これによつて需用にバランスしたような供給面を確保するということ、これが先決問題であると思ひます。政府はこれに對しては相応な資金の調達も積極的に行つては相応な努力をしておるやうなわけであり、これができ上りますまでは若干サイタルなり電圧にそういう基準に外れたやうな場合ができることもこれは止むを得ざる事実として御了承を願ひたいと思ひます。なお私のほうの関係で御質問がございましたらば、私でできますことならば十分御答弁申上げたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 仲裁制度というものをできるだけ活用して参りたいという私の考えは先ほど申上げた通りでございますが、争議というものは申上げるまでもなくこれは力関係でありまして、それをことごとく力でやつて行かなければ力と力でなければ解決しないということになると、どちらかが強い場合でなければ解決しないといふことになる。労使対等の立場で交渉するところ、その納得と理解が生じて来ると思ひますが、その間にことごとく睨み合せて、公正なる第三者の仲裁を要する必要があると思ひます。これは争議の場合に限らず御納得の行くことであると思ひます。そこでこの我が国で申しますれば、中労委というやうなものがこれは公正にして權威ある調停案を作つて、そうしてその調停案について国民の世論の支持を得るといふことが必要であります。けれども、私としてはそういうふうな方向をできるだけ遵守したい、こう考えていることが一つ。なお調停案というものが出ましたならばできるだけこれを尊重して労使双方の側において早期に解決を図るといふ健全な慣行を習熟させたい、こういうふうな方向でございまして、公益性の強い産業におきましては特に公益なる第三者の調停というものを尊重することが最も望ましいことであるやうと考えております。そのやうな方向にできる限り合理的解決を図る、力によらざる解決を図る、こういうふうな考えでおる次第でございまして、なお国家公務員の場合でございま

すと、これは申上げるまでもないことであります。争議権を禁止しておるので、一方において強制仲裁の規定を持つておるわけでございますが、この仲裁案がどういふふうになつておりますかということ、先般もちよつと触れましたのでございまして、これは今まで仲裁の出ましたのは九件あるのでございまして、そのうち完全に実施したのが五件、少し遅れて実施したものが二件、それから部分的に実施したのが二件、こういうことになつております。やはりこれは強制仲裁制度のできました当初において部分的に実施したやうなことがございまして、目下のところはその点が、順調に行くようになりまして次第でございまして、なお郵政の調停等につきましてもこれは御承知のことと政府においてはこれを実施することにしたところでございまして、だん／＼そうしたものを国家全体の財政と睨み合せて、而もその範圍内においてできるだけ早くこれを尊重し実施する、こういう慣行は確立して来たものである、こう考えておる次第でございまして。

○藤田進君 ちよつと関連して……労働大臣の言われるのを聞くと、一昨日の質問と又がた／＼して来ますので非常に困るわけですが、私は先般来の質問というそのカテゴリーは本法にある正当なる、正常なというこの正常なる供給云々ということに重点を置きましたので、他のカテゴリーについては改めてお伺ひしたいと思つていたわけですが、例えば今お触れになりましたところの仲裁の問題にしてもスト権を奪つて争議行為ができなくなつては、一方仲裁という機関を設

けてある、こう言われておるわけですね。併し電気事業等についてはこれは争議権を奪つてゐるのではない、まだたくさんほかの方法があるではないか、だから一つ今規制しようとするものものをやらなくたってはかあるものだから、決して罷業権をなくするものではない、こうおつしやつてゐると思ふのです。よろしくごさいますね。それは労働大臣自身としては余りにも視野が狭いように思ふのです。なぜならば発電所、変電所、給電指令所の労働者について考へて見ましたならばこれは罷業権というものは一応憲法で認められてゐるけれども、労調法、労組法でもこれを肯定してゐるけれども今度のスト規制法、これによつて完全に争議行為の手段を失うわけですね。発電所の勤務員は相当多量います。いいですか。而も現実にはどうか。成るほど十五国会当時これが法案が出た当時は電産というものがかなり全国的に見て組織的にも一つの労働組合として成立つてゐたと思ふのです。ところがすでに今日におきましては発電所においても組合が必ずしも電産だけでもない。又発電所労働者だけの組合ということも考へられる。ですから当該発電所の労働者というものは電産の傘下でもなければ又全然組織外の本店や支店や営業所の事務系職員の事務ストを期待して待つてゐたところでもないものはしてゐるわけはないですね。発電所の人がやはりそれのみで守つて行かなければならぬ、或いは使用者と交渉しなければならぬ、こういう現状にある。そういうときに何にも争議手段を持つてゐない、今のこの規制によつてこういう事実のあることを全然お

忘れになつてゐるところに誤謬がある、現実の認識について全く事実の上に立脚しない理論でありまして、空論であると思つてゐるのですね。仲裁を設けないのは一部のスト権を抑制、不当だと思つてゐたものを明らかにするのである、他に幾らでもあるなんというところはこれは言えない。全然言えないことです。それからこの点についてなおそうではないとおつしやる事実があるならばお答え願へばいいと思ふのです。これは大変な問題です。学者の側についてゐる点も御承知だと思ひます。特定な人に対しては全然罷業権を奪つてしまふものだ。これは現実に徴して明らかです。それから通産省は非常にこの監督その他やつておいてなるかのごとき御答弁が次官からありましたけれども、そこまで現行公益事業令、電気ガス臨時措置法ですか、これについてないのです。又事実運営ができないので、具体的な例を上げて見たいと思ふのです。

昭和二十六年の湯水におきまして非常な問題が出て参りました。これは昨年もややこの現象が出たわけですが、一つの例は、こういうことを物語つておる。火力によつて湯水時のやはり需用を満たして行かなければならぬので、火力には何と言つても石炭というものがなければ、これは火力の用をなさないので日本の現状です。或いは重油によつてこれを代へるか、いずれにしても燃料源が絶えてゐたのでは設備だけでは電気が起きません。ところが当時どういふ状況であつたかと言へば、御承知のように、石炭は日に日にトン当り吊り上げて来る、どん／＼炭価を上げて来て、而も上げただけならばまだしものこと、九つの電力会社が石炭の購入について恐ろしい競争を當時やつてゐた。関西電力については、公益事業局長もおられることですが、思い起して頂きたいのですが、関西電力については、現地に石炭を買付け、そうして一／＼石炭が来るからというところで一安心して、石炭が到着して見たならば、もはや火力用炭としては適当でない、火力用に使えない石炭を送り込まれて来た。これではいけないというところで、今度は北海道に飛んで見たところ、すでに東京電力が買占めてゐる。そこでこれは関西電力においては、我が社においては、もう少しいい値段で話がつかないだろうかというところで、又炭価の、又これが電気事業者間においても、吊り上げになつておる、こういう実情ですね。九州においてはたしかあつた炭鉱と九州電力の買手は両者兼ねておられるから、そういう競争によつて石炭が、あればどちらに転んでも儲けですから問題ないでしようけれども、こういうときに、それで行政買上げをするかどうかの問題が出たときに、行政買上げなんかしない、実質的に実質的にいうことで、当時何ら手を打つてゐない、こういう事実があります。

又これは電産だけでなしに、ガスに取上げて見ても、これは御承知かどうか、併せて御答弁願ひたいのですが、市川にありますが葛飾瓦斯株式会社、これはどういふ実態に今なつてゐるか。公益事業です。これは三千万円の資本金で三千万円という金を横領してしまつた、社長が、而も自分が……公益事業令によりますという、その公益事業者が他の事業を行う場合には認可が必要だと思ひます。これがたとえ個人の名前、個人、日井某という社長が、これによつてなされても、ガス事業の資金なり或いは貸付なり、融資なり、こういうたものを、個人の曰井産業とか商社とかいうようなものに費消してしまつて、それが遂に破産の状態でなつた。これらについて通産省特に公益事業局などは、どんな手を打つておるか。現実に今ガスの供給については重大な支障を来たさんとしてゐる状態です。三千万円の資本金で三千万円という大きな穴があいて、而もこれが社長であり、若干の重役と競合してなされた実態のあれです。これが今訴訟の問題になつておると思ふのです。そこまで行かないうちに、もつと監督権を民主的に発動されたならば、うまく行つたのではないだろうかと思われぬ節があります。

更にこれは公正取引委員会の関係にもなりますけれども、今日問題になつておる通産関係に直接関係のある問題としては、あの白木屋の株の買占めの問題だつてそうですね。すでにあの白木屋の問題にいたしましても、容易ならん事態になつておる。これは今申し上げた葛飾瓦斯の場合、日井某が総株の八四％を占めて、そして大きな穴を開けておる。こういうようなことについて、問題がここにあるように然らば適正な監督がなされておるかというところについて説明を頂きたいと思ひます。

更に電産についても一件申し上げますと、公益事業令の五十五條、融通命令、これは今日すでに今では無論水害さへ言われてゐる豊水期に入つておりますので問題ないのですが、この間、或いは昨年の争議の場合、一昨年の場合は特に深刻な九月、十一月の湯水ですね。一貫して、公益事業令が、そういうた事態に処して、融通命令を出してでも、やはり制限の均分化をしなければならぬ、均等に制限すべきものはする、こういうことであつたにかかわらず、未だ曾つて公益事業令五十五條が発動されたためしが無い。何となれば、電気事業なるものが、特に関東、関西、或いは中部電力というふうに、偏在して、政治力にこれが大きく利用されてしまつておるという、この弊害が公益事業令五十五條を発動せしめない原因になつておると思ひます。

こういう具体的な事例をここに申し上げますので、葛飾瓦斯、或いは今申し上げた公益事業令五十五條、その他爾余の点について監督行政の立場から明快なる御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) 最初私が存じておりますところは局長のほうから御答弁申し上げたいと思ひます。

丁度一昨年の湯水に際して、電力会社が石炭の手当において甚だまずい点があつたというところは、当時私も参議院の通産委員として、或いは電力特別委員会の委員として調査もいたしておりましたので、おおむねは承知しております。これは成るほど結果的に見て非常にまずいことがあつたのであります。併し丁度二十六年の五月の問題の再編成ということが発足いたしましたので、その当時からすでに本当は石炭を手当しておかなくやならなかつたのが、夏になつて来たというところに問題があるのであります。これは御承知のように昭和十四年に日本発送電会社ができました當時にも、よく似た

ようなことが起つたのであります。これは誠に好ましいことではありませんが、やはり機構が変るという場合には、この従業員、そういう仕事に携わつておる人が、経営者としても従業員にしても、やはり心理的に落ちつかないというようなことが根本的な原因ではなかつたか。あとどういふ会社になるかわからないのに、その時の手当まで、本来はすべきでありますけれども、そこに抜かりがあつたということがやはり大きな原因ではなかつたかと考へるのであります。併し、いづれにしても今お話のあつたような事情は誠に遺憾なことだと考へております。

それから融通命令の話がございましたが、これは曾つて電力の国家管理をしておりました時代、電力管理法の第四條だと思ひますが、やはり融通命令に類似した規定があつたのでありますけれども、これは殆んどあの法律を適用したという事例はなかつたと記憶しております。それは要するに日産、配電会社でやつておりました、その当時はあの法規を適用しなくても、大體行政上の指導によつてうまくできたので、あれは適用しなかつた、こういうことは御承知の通りだと思ひます。併しそれが電力管理ということが解かれて、一応今の会社が一般の商法による会社といふことになつたために、その辺のところをやや以前に比べますと徹底を欠くようになった、これも御指摘の通りだと思ひます。併し恐らく私はその事業者の政治的な力如何によつて動かされる、そういうようなことはあるまいといふことを固く信じております。今後といへども、そういう場合

が起きました際には、これこそ国家的な大きな立場から十分に融通命令を出し、お互いに有無相融通せしめるといふことは、電気事業の本質から言つて当然のことだと思ひます。御希望に副いますように将来は尽力いたしたいと考へます。

それからなほ葛飾瓦斯の問題につきましては、私共今までの報告を受けておりませんので、それらについては局長から十分に御説明させたいと思ひますが、今お話のありましたようなことはそのまま事実であると思ひます、それは甚だ不都合なことであると思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 葛飾瓦斯の問題は私も聞いております。これは最近、組合側が経営者に対して、詐欺行為であるといふような訴訟を起しまして現在手続中でありまして、一応我々としてしましては、その経過を見るつもりでおりますが、非公式に瓦斯課において調査をされておりました、まだ結論的にはつきりしたものをやつたんでおりませんけれども、ただ少くとも現状におきましてはガスの供給には支障ないようなふうには作業を進められておりますので、今早急に輕率にこれに介入することは適當でないと思ひまして、正常な供給に支障がない限りは、裁判所の成行を見ながら間接の監督をとりたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○藤田進君 公益事業令、今の電気ガス臨時措置法、以下公益事業令と言ひますが、これから照らしても今の場合監督行政の立場にある公益事業局長なり通産大臣としては、日井産業なるものを作つて、資本金をオーバーする穴

を開けていて、それが裁判を待つてという、これは結果ですが、その過程におきましても、これは無論公益事業局なり、いろ／＼な機関が末端にもあるはずですから、それが全然次官の耳にも入つていないといふことですから、公益事業令の面から見ても、公益事業者が、何らの通産大臣なりそういうた部署にお断りなしに、そんなことがやつて行けるか。そうして結果は、これは資本金をオーバーするといふた明確な穴で破産の状態になつていゝから、これが裁判の結果を見ていゝ前行政として法律上できないものなのか。公益事業令では、事業者は勝手にやつていけないことになつていゝと思ふのです。その点……。

○政府委員(中島征帆君) 葛飾瓦斯自体が別の事業をやる場合には兼業の免許が要るわけでありましてけれども、この場合はお話のように社長個人がやつておりますので、法律上兼業の許可というふうな手続が要らないわけでありまして、實際問題としてそこまで措置しないといふ点に、監督上十分でなかつたと言へば或いは言えるかも知れませんが、形式的には官庁の許可を要しないことになつております。

○政府委員(古池信三君) この葛飾瓦斯のお話は、先ほど申し上げましたように、私もまずその報告を聞いておりませんので、確たる御返事はできませんけれども、併し今の御尋ねの内容によつて察知いたしますと、どうもその経営者といふものは不都合な点が多い、早急な調査を受けるのです。従いまして、早速調査をいたしまして、本當に公益事業の担当者として不適当な人

であるということが確認されました場合には、行政上にもそれ相當な措置を講ぜねばならぬと思ひます。

○藤田進君 是非速かに御調査願つて、今御答弁のような善処をお願いしたいと思ひます。

○江田三郎君 さつき藤田君のほうから関連質問が出て、労働大臣の答弁だと、電気事業の従業員の場合には争議行為を全面的禁止したのじやない、まだまだ行為はたくさんある、こう言うのだけれども、発送電に關係した諸君に、今ここに書いてあるところの行為が規制されてしまふといふと、あと何権を全部奪われてしまつたあとと同じことになるのじやないか、そういう質問が出ておつたのですが、これは一つどうでしょう。

○國務大臣(小坂喜太郎君) 一つの枠をきまして、この争議は困ると言うこと、全般的に争議行為ができないといふふうな誤解を生ずるのであります。が、例えば労働法の三十六條を見ましても、これは場合が電気の場合と違ひますけれども、そこで安全保持に必要な施設について、これを手配したり、或いは正常な維持運営を妨げる行為は争議行為としてこれをなすことができないと書いてある。争議行為の一部を規制してこれを禁止するといふことは從來もあるものであります。石炭の場合に、これは自明のことだと存じますが、これも電気のの場合、今ここに議題になつておりますことは、從來とも別にいいといふことはなかつたのです。ただこれを明確にしておりませんで、これは困るという社会通念の成熟

を見ましたので、私どもとしては、これを明確に明文化する、こういう趣旨なのであります。それじや争議行為は全然でんじやないかという御質問もございしますが、從來の電気事業におきまします争議の場合、事務ストから始まるのが大體通例であるかと思ひますが、事務ストの段階において片付いた例もあるものであります。これは何にも常に弾圧されたといふのじやなしに、やはり話が納得して片付いていゝ例もございまして、むしろ私としては、そういう点にまで決して争わんとし、いゝことにしておくほうが、穩健に話をし合ひ、お互いに意地になつてやうやうといふふうなことなくして正當なところに行く面が却つて多いのではなかつたかと思ひます。なお、その例について御必要があれば事務当局から申します。

○江田三郎君 これはちよつとひどい事です。だから藤田君が言つた発電所の労働者の場合には、ここに規制される行為以外に如何なる一休争議行為があるのか。若しそういうふうな争議行為がないとすれば、公務員について争議行為が全面的に禁止された代りに仲裁制度ができるように、何らかのことができないければならぬ。ところが調停機関の決定を成るべく生かすようにして行くのだと言われるけれども、これは極めて大臣の氣持のいい作文であるだけ、そんなことが簡単に行われるならば問題は簡単です。だから、昨年の争議、昨年の争議といふことを非常に貴重な経験としておつしやるのだつたら、昨年の争議一つ考へて見ても、一休誰が聞かないのか。調停機関の決定に対して経営者のほうは無條件

の電産の指導者は、実に石橋も叩いてやつて来ておる。従つて今日結果から見れば、地裁、高裁において無罪になつた問題もありますし、すでに東京高裁において判決確定しておる。更に今日継続されておる。これは法務大臣の管轄ですが、公判廷における最高検の指示、その下における各公判廷の検事というものは、これは勞務提供を拒否したということは、これは決して違法ではない。それを違法だと言つてゐるのじやないのだ。会社が引継いでくれ、廻したまま引継いでくれと言つて会社が業務命令を出したにもかかわらず、その会社の命令を聞かないということが業務妨害、威力妨害、こういう形で今公判廷で、四国におきまして、或いは広島、長野、こういうふうな問題になつて来ておるわけです。それぞれ免訴になつてしまつたのです。が、又検事当局で控訴したしております。

ほうでは慎重に、本会議では答弁でき

ないから委員会ということ、今日

委員会にはその御答弁はまだなつていないのです。ところが同じ改訂の中に

おいて労働大臣は、曾つてすでにつと

にこの方法は違法である、こう言い切

られておるわけですね。そうであると
するならば、いつから一本筆法となつ

たのかということが当然問題になる

し、決して過去従前から違法であると

内について引継ぎになつてゐるのでし

ようから、現大臣としてはわからない

かも知れないが、当相手方、当事者間

た。その後の新しい事情も、感いは

政府当局の行政解釈も明らかにされて

いない。突如としてこの法安が出て初めて従来違法である、こういうふうになりますと、辻褄が合わなくなるわけですね。この点をばつきりして頂きたいと思うのです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私の申上げておることが誤解を生んでおるようですが、私も発電所並びに変電所におけるウォーク・アウトというものについては、従来とも解釈は明確になつていなかったというところは先ほども申し上げたと思います。併しこれがいいという解釈はなかつた。併し昨年の争議の経験に鑑みて、これはよくないという社会通念が成熟したのである、こういうことを申上げておるのでございします。なお詳しく事務局からお答えいたします。

○政府委員(中西實君) 先ほど大臣から労働法の三十六条のお話がございしましたが、その趣旨を少しお取違えになつておるような節がございしますので、大臣の申されましたことを明確に申し上げますと、三十六条のいわゆる保安要員、これは従来ともやはりストはできなかった。従つてストがない。ストに対して規制されているものに對しては何かやはりしなければならぬというようなお話がござい江田委員のほうからございしましたが、すでに三十六条の例がある、こういうことだけを申し上げたので、そこで電源関係のウォーク・アウト、これについて従来から明確にこれが違法なものであつたということについては大臣も申されておらないのであります。従来から大審院の判例におきましても、大体争議というものは……

○藤田進君 大審院……

○政府委員(中西實君) 失礼しました。最高裁の判例におきましても、労働争議は大体において不作為が一応の建前で、積極的な行為はやはり違法の場合が多い。殊に末端におけるスイツチ・オフは、これは違法であるということでも我々も考え、検査当局も考えて来たわけでありまして……

○藤田進君 最高裁がそんな判決を出していますか。

○政府委員(中西實君) いや、その点は今申しましたように、積極的行為は大体において労働争議としても則を超えるのが普通だということだけであります。その点から言いますと、スイツチ・オフというのは、積極的な行為が加わるものでございしますので、結局スイツチ・オフは、従来とも検査当局は違法のものであるとして処理しておるのであります。

そこで電源のウォーク・アウト、これにつきましても先ほど藤田委員からお話のございました。この点については詳細は法務省のほうからお尋ね頂きたいのでございしますけれども、刑事局長等と話し合いましたところによりますと、従来からも電源のウォーク・アウト等が、これがいいのだということではないのだ、ただ、刑罰法規適用の際に、単にウォーク・アウトするよりはスイツチを切つて行つたほうが危険性も少いし、本人から見れば或いは違法性を阻却される場合が多いのじやなかろうかという想像ができるので、その点を認容しておつたのだというふうなふうに言われておるのであります。そこで昨年の争議の永い過程におきまして、先ほど来大臣からしばしば言われ

ておりますように、やはりそういう行爲によつて第三者一般への電気の供給に支障が起き非常な迷惑をかけるというところは、これはどうしたもやめてもらわなければならぬという社会通念が成熟したので、ここにこの法案によつてそのことをはつきりと明文によつて限界を定める、こういう順序になつて来た、こういうふうに解釈して頂きたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) ちよつと御注意申上げますが、岡野通産大臣は災害対策に關連をいたしまして四時半には御退席を頂くことになつておりますので、それを御了承の上一つ御質疑を續けて頂きたいと思ひます。

○藤田進君 議事進行について……

○委員長(中川以良君) どうぞ御質疑を續行して頂きます。一応先ほどきめましたことに対して皆様の御努力を願うということになつておりますので、ともかくも御努力頂きます。その上で以て又お諮りをいたすことにいたします。

○藤田進君 今労働大臣のほうはまだ続いてやりたいと思ひますけれども、

今の質疑の中で受取れることは、従来合法でなかつたものと言われているけれども、後ほどの労働局長のお話によつて、不作為が原則であるから、従つてこれを法律上の行為としてスイツチを切つたりするということはやはりいけないのだと考えていた。併し検査当局その他政府当局において電源職場のウォーキング・アウトというものがいいのだというところは言わなかつたが、悪いのだということも言わなかつた、こういうふうなところであると思ひます。そういうものと、併し昨年の争議というもので社会通念上成熟して来たので……です。ですから、これを考えて見ると、従来は違法或いは合法なりという意思表示も何もしなかつたけれども、昨年のあの争議で違法性というものを認識して、ここに新らしく規定するのだ、こういうふうになつてしまふわけですね。この点は従来の答弁と大きく食い違ひ、法案提出の理由である解釈の法規である、こういう点から食ひ違ひしております点を指摘したいと思ひます。それから通産大臣に……

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はこの法案につきましても、従来とも不当と思われていたもの、即ち石炭の場合、それから社会通念上否なりと考えるもの、それをこの際明確に確定する、こういう解釈の意味を持つ法規である、こういうことを申上げておるのであります。社会通念上は必ずしも妥当であるとは思ひますが、これが法律に不当であるという明確な規定はなかつたというところを申上げておる次第でございします。

○江田三郎君 私のほうが、質問したことが藤田委員の関連質問で横へ行つ

てしまつたのですが……

○藤田進君 済みません。どうも。江田三郎君 いや、結構でございしますが、やはりまだやらなければならぬのですけれども、通産大臣のほうを先にやつたほうがよろしいですか。

○委員長(中川以良君) どうぞ、四時半にはどうしても緊急の要件で御退席になりますので、それを一つ御承知の上で……

○江田三郎君 それじゃ、そうするとほかのかたも通産大臣に質問があるかも知れませんが、ちよつと労働大臣のほうを、重要な問題がございする質問から出て来るのですけれども、あと廻しにいたしまして、通産大臣にお尋ねしますが、この法案を出すことについで通産大臣として、かようなものを労働省のほうへ要請されたことがあるのでございしますか。そうでなしに労働省のほうでやはりなつたのでございしますか。その点は経過はどうでございしますか。

○国務大臣(岡野清藏君) 私通産省からこういうことを要求したということには承わつておりません。事務局につきましても、そういうことはございしませんから、こういう法案が出て来ますという、鉱山保安法の関係上、これはまあいいじやないかというので賛成しておるわけがございします。

○江田三郎君 若し関連つておるかも知れませんが、事務局に一つ……

○政府委員(中島征帆君) 只今申上げました通りであります。

○江田三郎君 少くとも、この法案が若し通過して行くということになると、電気及び石炭に對しては、これはまあ大なる影響が出て来るわけでは

て、通産大臣としてもこの内容については十分検討され、通産行政の立場から御意見も持っておられると思うのですが、ここにありますような法律が制定されることが通産行政の立場からしても好ましい、こういうふうな結論としてはなると思うのですが、併し私はこういうような形で争議行為というものを抑えて、果してうまく行くのかどうかというところに非常な疑問を持つわけです。例えば公共企業体の諸君が争議権を持たないといったところで、現に昨年の暮でありますか、国鉄の場合あたり一斉賜暇というふうなものが出たり日教組でもそういうようなものが出たわけでありまして、いろいろの形で却つて混乱するような事態が起るのじやないかと思ひます。勿論鉱山保安法の問題は、これはもうそういう法律があるわけですから、炭労の諸君だつてこの保安要員の引揚げというふうなことを簡単にしようとはしておらず、この点昨年の争議を見ても、又若しそういうような事態になれば緊急調整というふうな形で鎮まりをつけることができるわけですが、この電気事業の場合には相当問題が違つていふところがある。これはやはり電気事業について、石炭事業についても、同じように、やはりこういうものがなければ公共の福祉に副うような電気の供給なり石炭の資源を守り、或いは石炭の供給をすることができない、これよりほか方法がないと、こうお考えになつておられますか。

○国務大臣(岡野清彦) お答え申上げます。私の考えをいたしましては、まあ鉱山のほうから申上げますが、鉱山の資源と申しますものは、これは国

家として非常に大切なものでございまして、それから又人命というものも国家として非常に大切なものでございまして、そういういたしますと、その両面から人命に危険を及ぼすようなことが出て来るようなことがあつてはならぬといふので、人命保護の立場からやはりこういうことがあつて然るべきだ。それから又鉱山を保持して行く、保安して行くという意味から見れば、日本の資源を大切にしようというふうな意味で、人命というものに危険を及ぼすとか、或いは鉱山が壊滅しおせんかというふうなことを、これは事前に防いで行かうというふうなことは私は通産行政として大事なことであると考えております。

それから電源ストの問題でございまして、これは御承知でもございまして、うが、昨年の電源ストで中小企業とか、大工場もそうでございまして、非常に経済、産業の上から大打撃をこうつておることは事実でございまして、それで、それじゃほかに労働者がこれとを求めたために争議行為をする、これができないのかと申しますれば、これはまあ正当な方法で強硬に争議を行うことができる権利が残されていふのでございまして、或る程度のことではやはり、産業通商の大事な面から見まして、やつて頂いたほうがいいのじやないか、こういうふうな私どもは考えを持っております。

○江田三郎君 今、石炭のことはあと廻しにしまして、電気について、通産大臣は、この程度のこととは言つて極めて軽く考えておられるように思ふので、それけれども、そういう程度では済ま

労働大臣に質問している点も、特に発電所関係においては、ここに書いてあるような行為が争議行為として規制されるということになると、あと何もないうけなんですか。全然争議権を持たないと言つてもいいわけですか。事務系統の諸君は、それはまあ若干ありまして、集金をしないとか何とかいふ、なことがありますが、何となくいふ、係では殆んど何も残されてない。そういうふうな全然争議権を持たない、うなるのでして、その程度というふうなことは非常に違つて来るわけですから、そこでそういうふうなことを程度はどうでもよいという、通産大臣としてお考えになるのは一に電気の供給がとまると、その点にあると思ふのですが、今度の場合で行きますというのと、まらなくてとまり得るような条件があれば、客観的にそういう条件があれば、これはやはりいかにいうことになつて、結果が出なくて、そこまで大きな制約を受けるわけでも、それで、それなら電気事業というものはこれは集金事務もあるし、或いは配電の仕事もあるし、発電の仕事もあるし、たゞさ

いかに、このおつしやつておる。例えば国鉄の場合でも機関士の諸君は別な労働組合を作つておる。仕事の性格が違つておる。同じ国鉄の従業員が、機関士の諸君だけが別な労働組合を作つておる。このおつしやつておる。機関士は従来も気風も違つて、利害も異なる点があつて、そういうふうな別な組織を、そういうふうな動きもあるわけですが、そうすると、そういうふうな諸君は、発電関係においては一切争議行為といふものはできないことになつてしま

つて、而も労働大臣のお言葉のよう、最近調停機関の決定というものを、労使双方ともなか／＼聞かない、こういうことになつて行く、これでなお争議行為が奪われてしまふ、というこ

○国務大臣(岡野清彦) お答え申上げます。私、労働行政の立場から如何

は、労働大臣のほうで適当な御判断を下さると思ひますけれども、私、産業行政の面から見ますと、どうも昨年のように電気がとまつてしまつて、これは日本の産業界に与える影響が非常に大きいものでございまして、この点は産業行政を保護助長して行くという立場からは、やはり電源ストはやつてもいたくない、こういうことではございまして、併しそれを如何に処置し、又如何に労働争議ということの調和をされるかというところにつきましては、これは一に労働行政に關することではございまして、労働大臣の御意見に従う、こういうことでござい

○江田三郎君 だから、あなたのほう

後の新しい会社を引受けた経営者として、は相当の勢力を執つたにかかわらず、ああいう結果が起きた、特に関西方面はこれは甚だしかったのでありますが、その点の情状は十分に酌量せねばならぬというのを申上げたのでありまして、私は政府として事業者を監督しないとかいうようなことは申上げたことはありませんし、又事業者のやつたことは全部大きなミスであつたのも私は言い切れないと考へておりますので、さうに申したのであります。御了承願います。

○藤田進君 大臣も四時半と言われる、五分したら四時半ですが、中途半端になりますけれども、できるだけ一つ本日、できなければ明日というふうにお願ひしたいと思います。

そこで電力行政を一手に引受けておられる所管大臣として、本スト規制法案に關連する事項について質したいと思ひます。従ひまして、通産大臣の御答弁を煩ひたいのでありますが、スト規制法の趣旨は、御承知のように公共の福祉、そのことはやはり電気事業そのものが極めて高度な公共性を持つてゐる産業である産業実体を言われておると思ふのです。そこでこの電気事業なるものは、ガス事業、或いは国鉄に例えれば旅客貨物の輸送、こういうようなやはり公益事業として国民生活に不可欠の産業、生産物である、こういうふうに一応考へられるわけでありま

○國務大臣(岡野清彦君) 電気事業は非常な公益性を持つてゐるものと私は考へております。

○藤田進君 そこで、あたかも食糧に、人によれば例へて言うように、食糧は確かに貯蔵がきくが電気は貯蔵がきかない、併し国民生活にとつては、これはなくてはならないものである。今日電氣をものとして扱われておりますが、さうなりますと、今度の吉田内閣の米価、或いは又国鉄の運賃、或いは日通の輸送運賃、すべて省は違ひましても、運輸省或いは通産省と違ひましても、電気事業も同じようにその料金は勝手にきめることはできないやうになつておられますし、公益事業令から言つても一種の特権も持つておりますし、電気事業者はですね、同時に政府が高度な監督権を持つておると思つております。この中から考へますと、

国鉄の運賃、或いは食糧、いわゆる米価ですね、こういう面から見ても現内閣の方針、今度の予算等から關連いたしまして、やはり国民等しくその負担を、さうして天然資源なり、さういつた運輸交通機関、食糧について等しく配分をする、需給の調整を、さういふ点に立つておると思ふわけですが、電気事業に關する限り、必ずしもその建前が貫かれていないと思ひます。例えば電気事業は曾て昭和二十六年の五月一日までは日発、配電、発送電ですね、それと配電、この二重運営がなされてゐたと思ひます。この下においては、幾多の障害もあつたけれども、現実今電気事業が置かれてゐる公益性の問題との関連におきましても、今よりは更によかつたことが振返つて見て誰しも立証できると思

います。このことはすでに各地方においても、さういふ直接的な關連ではないけれども、具体的な事例として問題が提起されつゝあると思ふのです。

その中で、二、三の例を挙げますといふと、今の監督されてゐる電気事業は、一方において公益性、高度な公益事業であると言ひながら、一方において利潤追求のやうに私的資本、さうしてその下における電氣料金の認可につきましても極めて問題が残つてゐるやうに思われるのです。国鉄の運賃につきましても田舎と都市、経営の面から見れば確かに赤字路線、或いは黒字路線、これは日通につきましても赤字の所、黒字の所いろいろある。同じやうにあるけれども、公益事業という建前からすれば、やはりここにおのづから料金の問題にいたしまして、或る地域では三倍も高いもの、或る地域では三分の一、而もさういふ安い所は却つて電力は豊富であり、日常サービスの面において充実している。これが電気事業の現態です。他の公共事業については、これが均等になされておる。さういふ現実が今日あるわけでありまして、この点についてそれでいいのだというふうなお考えかどうか、又資本の面につきましても、然らば需用者がこゝろむつてゐる電氣料金の負担、これに相応して、仮に東京電力、或いは四国電力、九州、中国、関西というふうな比で見ますときに、増資をいたしまして四倍の増資、同じように歩調を合しておる。配当を見ましても、いずれの会社も一割五分の配当といふものは、これはもうちゃんと優先的に留保しておる、さうして料金の面では非常なアンバランスがあつたり、需給調整の面

でも大きなアンバランスがあつたり、さういふことが経営の現態については現実となつて、誰しも否定できないこととなつてゐる。一方ストライキを規制するといふ面においては画一的に、公益事業であるからといつて、公共の福祉であるからといつて、この看板一枚で以て規制しようといふのが今度のこの法案なんです。従ひまして、所管大臣としては今の公益性の面と、具体的に今挙げました料金のアンバランスの問題、この点について先ずお答え願ひたいと思ひます点が第一点です。

次には、今日幾多の電氣産業についての法律、省令がございます。このスト規制法が通過いたしましたので、このスト規制法によつてそのまゝ当該労働者は違法するといひまして、果して後に、爾余にいろいろ法律がありまして、法律通り守つて行つたならば、却つて電氣がとまつてしまふという現象がたくさん出ておると思ひます。これは経営の内部につきましても、昨年のストライキにおいて、これは特に東京電力が問題になりました。労働者のほうでは電源ストとかさういふことはしないが、火力発電所に例をとりますと、時間外勤務はしません、オーバータイム、これはしないといふことだけで非常な停電が起きて、結局まあ火力手当なり、いざれ定員も充足しようといふことで、実際には定足数が充たされない……さういふ事情、或いは電氣事業の工作物規定であるとか、いろいろなものをもとにやつて行きますと、国鉄があたかも違法闘争といふか、法を守ることにやつて汽車が遅れたりとなつたりする、これ以上問題が今日ある。スイッチ一つ飛んでも工

作物規定だと称するならば、うつかり電氣事業労働者は作業することができません。さういふ事情にあるが、この点を、いや、それは規定は規定であつて、運営はもう適当にやるさ、さういふやうなお考えでおいでになるのかどうか、この点について第二の点として伺ひたいと思ひます。

第三の点は、いろいろ理由を申上げたいと思ひますが、時間がありませんから、石炭につきまして保安要員の引揚げについては人命の安全保持、労働法三十六条、さういふことが言われておりますが、この点は根本的に私とは解釈を異にいたします。私のみならず今日広く日本の定説となつてゐる労働法三十六条の解釈と政府の解釈は真向うから対立しておることを発見いたしました。それはそれとしまして、保安要員の引揚げといふのは、要するに国家資源、これをやはり亡失してしまふことになる。いわば鉱業権をもう根底から覆すことになつて、国家資源といふ、この資源愛護の面からさういふことも考へられます。なぜならば保安要員の引揚げといふことで、若し仮に、保安要員の引揚げにもいろいろ定義があるやうでありまして、一律にその鉱山がぶつ潰れるとか、さういふことは言えないやうでありますけれども、仮にぶつ潰れるといふやうなことを予想いたしたといひました。これはさういふやうなことはないと思ひます。現状に回復するといふのが争議の本質だと政府みずから言うておられるのですから、ぶつ潰れるといふやうなことがあり得ないことはもう當然だと思ひますけれども、併し人命の安全保持といつても、人が中に入つてゐるのにガス

の排気をしなかつたり、人が中に入っているのに、水をどん／＼溜めて水攻めにしてしまつたり、こういうことではないのです。保安委員が引揚げるという事は、保安委員自身がもうすでに坑内にはいないということを意味しているのですから、人命の問題ではないので、結局は資源の問題というふうなことになるので、こう思われるわけです。ところで現在日本の石炭鉱業におきましては、もうもはや石炭鉱業にはたゞさんの鉱業権、経営者なり、山があるようでありまして、道、或いは九州についても、或いは常磐についても、今日数字は若干、五月末くらいまでは私もつかんでおりますけれども、五月末まで考えて見ましては、更にはその後非常な鉱山については休止されておるのです。保安委員の引揚げでその鉱山が潰れるとか何とかいう問題はもうすでに乗り越えてしまつて、廃坑にしつゝあるのが現状だと思ふのです。手掘り程度は応おうといつたとしても、手掘り程度でない中小炭鉱ですね、いわゆる中炭鉱におきましては、多くの廃坑、休坑がなされて、すでに保安委員はその下に何にもない。これは経営のやほり何といひますか、資本主義の経営の下において、経営者の意欲に基いてもはや国家資源の愛護などを乗り越えて廃坑されておるのです。こういうことからか合つて見て、一団の保安委員の引揚げなどとして、労働者の基本権を制限するといふことがなされて、通産当局としては、その鉱山の廃止、これこそ大きな日本の問題であると思ふのですが、これに對す

るお考えが通産当局としてどのようにお考えであるか、この三つの問題を先ず最初にお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清素) お答え申し上げます。一番初めの、公益性があるにかかわらず各九配電に分割されて、そうして地域差が非常に分れて、そういうふうなことで、而も配当は一分五分を配当しておるというお話でございますが、これは私は一つの産業形態の考え方の差だと思ひます。と申しますことは、昔のように一つの大きな会社で全國を統制してやつて行くと、こういうふうなのは創意工夫を促進さして行くゆゑんではない。やはりこれは一種の私企業に移して、そうしてだん／＼発達させて行くこと、こういうことにして行くのが根本の理念でございます。その意味におきまして、分割した以上は地域差が出て来るという事は事実でございます。併し、その過渡期を救ひますために、やはり調整の火力の発電等いろいろ融通性を持たして、納付金とか何とか申しましたが、調整資金を出させつゝやつて行つておりますが、おいて／＼そういうことが横立して行きまして、むしろ全國統一しまして、料金を或る程度固定しておつたものが、その私企業の勉強振り如何によりましては、その地方において相当安く電力が供給できるようないわゆる創意工夫が出て来るのじやないか、まあそういう意味でやつておるわけでございます。それから料金の問題を非常に厳格にやられておると、こういうお話でございますが、併しこれは供給規程といふものがありますので、それにきましましては諸般の事情をよく勘案しきまして、通産省といひましては適当にやつて行く。又その料金の非常に不当な点がありますれば、これは直ちにやぶさかでない、こういうことでござい

ます。それからもう一つ、二番目に仰せになりましたところの、この法律が通れば、却つて電気がとまるのじやないか、若しくは電気の供給が少くなるのじやないか、これは即ち定時退庁とか何とかいふようなことによりまして、併しそこが即ち正当の争議行為として行われる次第でありまして、その点におきまして、これはいわゆる労働条件として認めて行つて、その結果として現われることでございまして、これは労働争議の本質に属しておるものと思ひます。

それから国家資源が亡失するのは非常に困ることであるからといふことで、先ほど私申上げましたが、これもやはり国家統制をして、石炭を自分自身国家が国営にして行くといふような場合に、廃坑しちやいかんとか何とかいふことも出て来ると思ひます。が、これもやはり私企業発達の意味におきまして、非常に採算のよくとれる所を掘つて行く、採算がとれなければこれは廃坑して行くといふようなことになつて行くのが、やはり一般の日本の産業の発達して行くゆゑんでござい

ます。これを要しますに結局問題は私企業、即ち民主主義を非常に発達させまして、そして各個人業者が思う存分にできるだけ活動して行かせるというのが、我々の狙ひでございまして、その意味におきまして、競争力がなくなれば自分自身が転換して行くといふのも、これは当然止むを得ないことじやないか、こう考えております。それじや質問が残るかと思ふのでありますけれども、更に対策のほうへ行かなければなりませんので……

○藤田達君 それじや機会を変えて……

○委員長(中川以夏君) どうぞお続け願ひます。

○江田三郎君 それじや労働大臣のほうへもう一遍尋ねまして、先ほどお尋ねした問題の御答弁をして頂きたいと思ひます。もう一遍繰返して言いますと、発電関係においては、ここでこの法律によつて特定の行為が規制されるという、何らそこに争議行為となし得るものは残らない。その点は石炭関係と非常に違つて来るわけです。

○國務大臣(小坂善太郎君) この電気の正常な供給を停断する、及び直接関係するかた／＼が、争議ができないといふことは、非常に争議の全面的禁止のように言われますが、私はこの事務ストはそう馬鹿にされることはないと思ふ。これは全体として見まして、発電所関係の電気の供給に直接、或いは変電所関係に直接携わるかたといふのは、僅かな問題でございますし、私聞いておりますのは、昨年のスト中に賃金を不払いしたものが三億円ある。そのうち電源関係の分は二千八百万円といふような話を聞いておりますのです。が、ですからそうした多くの部分のストライキといふようなもの、事務スト、或いは検針スト、或いはその他の争議といふものは、相当に大きく会社側に打撃を与えるのだと、こういうこととは否めない事実であると考えます。この電源関係の人に、それじや何が残

るかというお話でございますが、これはやはり電源における職務状況がわからんといふことは相当会社にとつて不安な念を与えることでありまして、決して無力であると思つておりません。

○江田三郎君 だから具体的に発電関係の上でどういふ争議行為があるか。

○政府委員(中西實君) 御承知のようにこの法律の二条にございまして、直接電気の正常な供給に障害を生ずるものに適用しては行けない。従つて間接のものはすべて許されるわけでありまして、先ほど労働法の三十六条でもやはり申しましたけれども、労働法三十六条は、前々から保安関係の要員は、やはり争議行為として、そのやつておる業務を停断してはいけな

い、こういうことになつております。それと同じ関係が、やはりこの電気供給の直接の業務に携わつておる者について生ずるといふだけの関係になるのじやなからうかといふことであります。

○江田三郎君 だからそういう持つて廻つたような答弁でなしに、私はもう率直に聞いているのです。発電関係の諸君にはどういふような争議行為が残つてゐるのか。具体的にあなたがたはこの法律の出る以上、発電所のこととはよくわかつておられるはずだ。何と何と何が残つておるか。一つ具体的に言つてもらひたい。

○政府委員(中西實君) 発電、その他の電源関係の職員にもいふ／＼とございまして、庶務関係のものとはもとより直接にその業務に従事している者じやございせん、これはできるものと存じます。それから更にいろいろの資料、

その他の保管業務をしております者、つまり一口に言いますれば、結局は事務関係、これは争議行為ができる、こういうこととあります。

○江田三郎君 事務ストができるということはもう繰返しておつしやつてゐるのです。そうでなしに、事務関係の人でなしに、発電関係の技術者にどういふ具体的な行為が残されるかということとあります。

○政府委員(中西實君) 直接その業務に携わつてゐる者は……

○江田三郎君 一切やつちやいかん……

○政府委員(中西實君) 争議行為ができないということになります。

○江田三郎君 だから一切やつちやいかんというのでしよう。

○政府委員(中西實君) 丁度労調法三十六条の保安関係に従事する者と同様でございます。その者はできない、こういうこととございます。

○江田三郎君 労調法三十六条は、私は専門家でないから、そういうことはようわかりませんけれども、一切何も残つておらんということだけははつきりしたわけですよ。ともかく一つの産業では、これは電気会社関係では、発電の人も、配電の人も、事務の人も、同じ世帯だと言つたところで、先ほど通産大臣にもちよつとお尋ねしましたように、やはり今までの歴史から見て、この配電と送電とは別な世帯であつたし、いろいろ気風も違ふし、現に国鉄の場合にも、機関車労働というものができておるし、配電の中にも、そういう同じ配電の中で、発電関係だけは別な動きをするというふうな傾向

も見えますし、そういう際にこの発電関係の諸君は、今あなたが認めになりましたように、一つも争議行為ができないことになるわけなんです。それならこの公務員の、争議行為のできない公務員について今の措置があまりないように、やはり何かの救済措置がなければ、公共の福祉という各の下に、一切の争議行為をとめて、そうして調停ができることが望ましいというだけであつて、何らの方策もないという、かような片手落ちで果して済むものか、それが健全なる労働運動を育成することになるのか、或いは産業を健全ならしめることになるのか、或いはそういうことで一体本当に公共の福祉を守ることができぬのか。逆にそうではなしに、やまねこの行動になつて、却つて憂慮すべき事態を生ずることになるじやないか。こういう点について労働大臣に所見をはつきりさせてもらひたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 電気会社におきましては技術者の地位が非常に重要であることは只今お尋ねの通りであります。併し今申上げましたように、発電所における技術者はこれは電気の供給に、正常なる供給に省便関係が関係するからできませんが、他にも技術関係のかたは種々な方面に職を奉じてゐる。そういうかたが、が一連にストに対して立上るといふことは、これは会社に対して非常に大きな脅威を与へると思ふのです。或るほど発電所の技術者は争議はできませんけれども、それができるからといつてにわかに私は労使関係に大きく響くといふことがないと思ふのでございます。先ほども申上げたように、争議中に労使をそれ

損害を受けることは非常に少く、実は第三者が被害をこうむることになる。無事の国民大衆は非常に物質的、精神的に被害をこうむる。ですからこれはそういう公共の福祉と争議権の調和という観点から発電所における、或いは給電指令所における、或いは変電所における争議行為は御遠慮を願ひたい、こういうこととあります。

○藤田進君 労調法三十六条の点から明らかになつてゐると思うのですが、これは労働局長言われているが、労調法第三十六条を讀んで頂ければわかるように、これは安全保持のための施設、それに従事する者の業務何というか停業といふことが問題なんです、その安全保持とは何ぞやと言へば、そのストライキをやつたら施設は錆びるではないか、それでは設備が精密作業として困る、そのストライキはできないといふそんな設備の錆びたり、或いは将来業務に支障を来たしたり、そんなものじやない。これは、その安全保持といふのは、やはり生命の安全保持といふことは東京地裁の判例の中にも出ておりますよ。生命の安全保持といふことはです。

○國務大臣(小坂善太郎君) その通りです。

○藤田進君 そこで発電所におきましては、安全保持の保安要員とか、こういうたものは、これは公益事業局長にお答え願つてもいいのですが、発電には安全保持の人員といふものはない。これはむしろ会社の主張を以て行くなれば、それは故障が起れば自動的にとまるのだから発電機をとめてくれなくていいのであつて、およそ今の

答弁とはかけ離れてゐる。発電所においては三十六条を引用して従来ストライキができなかつたのだ。そんなような設備はもう全然ない。そこで今労働大臣は錯覚に陥つておられると思ひます。錯覚でないか答弁されたいの、今昨年の七月現在を見ましても、水力火力の発電所の数だけでも千三百五十を数えております。その後年々歳々増えております。更に本規制法が適用されるといふのは給電指令所並びに変電所といふことになりまして、これは膨大な数です。殖えておりますので、これは公益事業局のほうで数字を明らかにして頂いて結構ですが、その千三百五十を倍加する以上になると思ひますけれども、発電所は必ず変電所とくつてゐるのですから殆んど……。そこでこういう膨大な事業所が、而もその中に従事してゐる者は、スト規制法を適用する者が九分九厘だと思ひます。火力発電所において事務系が若干ありますけれども、水力発電所、変電所におきましては、これは殆んどこのスト規制法に該当する人で、これは全国では膨大な人になります。いいですか。そこで江田委員の質問に対しての御答弁は、いや事務系のストライキができるのだからその事務系のストライキによる、その背景によるところの会社に対する痛手、これは相当なものだ、だから発電所等における技術者において何にもできなくなるけれども、ストライキもできなくなるけれども、そういう事業所の人たちが罷業権を持つてゐるから、これを背景に問題を解決されるであらうといふ意味の御答弁があつたのです。

れども今問題にしておりますのは、事務系或いは技術者であつても、本店、支店、営業所という事実上は直接電気の停業に關係のない業務に携わつてゐる需給関係であるとか、資材関係があつたつて……、實際あります。これらのストライキを期待しておつても、それは自分らの問題ではないから、発電所の人員を殖やしてもらひたい、発電所についてどうも設備が不完全であるから、衛生安全についてどうもまずい、こういう固有の問題がたゞさんあるのです。そういう問題について本店、支店、営業所という事務系の技術者や事務員がストライキに立上るかと、必ずしもそれは考えられな

い。自分たち発電所に働かなければ、火力なら火力衛生組合で現在でもやつておるのです。そういう発電所に携わります技術者には何もなくなるわけです。それはなくなつても止むを得ない、我慢をしろと見てもそれは止むを得ない、我慢をしろといふ、こういうことを言つておるのです。そうすると、我慢をしろといふことでは、曾て公務員、公共企業体について仲裁裁定なり仲裁委員会なるものがこれは労働の均衡、労働関係において、当然そこに新憲法の下に違憲なりとする説もあるけれども、併し現在仲裁といふものが生れて来ておるわけですね。ところが我慢しろ、その代り労働の關係については公正なる第三者が仲裁するであらうから、これによつて問題は解決したい。或いは又TVAの問題、これは倉石君は非常に誤解されておると思ひます。私は昨日の放送討論会を聞いて、TVAの労働者はみずから罷業権を放棄しておると言われるが、TVA

はテネシー州に本部があるが、併しジョージヤ州の一部を加えて、その地域におけるいすれの産業労働者、これらの産業労働者の賃金を見て、そうしてTVAの労働者がその地域における産業労働者の平均賃金よりも労働条件が下回つてはいけぬのだ、こういうことがやはりきめられておるのです。これは組合がきめておるのではないのです。TVAのあの公共企業の中に当然そういうことがきめられておるのです。そうして最終的には労働大臣がこれを裁定するという事で、労働大臣が裁定して本場に事務当局ではなくて労働大臣が直接裁定しておるわけです。これによつて解決しておる事例がすでにあるわけです。各国の例についてもそうですが、国内においても公共企業、国家公務員についてそうです。こういう点を何ら経営者についてコントロールする点がないにもかかわらず、このまま放つて置いて、当該各労働所の労働者については罷業ができないという点について片手落ちではないかという点について江田さんは質問しておるわけですので、この点を労働大臣は必ず答えなければなりません。

○國務大臣(小坂善太郎君) 藤田さんは私の答弁を曲解していらつしやる。私は労働法三十六条は人命の規定であるという点を前から申上げております。労働省としては勿論安全ということは生命の安全であるという解釈をとつておることは御承知の通りです。そこで三十六条がなぜ出て来たかと申しますと、石炭の場合に保安要員引揚げという事は、労働法三十六条の規定を待つまでもなく、争議というものは雇傭関係の継続を前提としておるから、労働者に帰るべき職場を失わしめるような争議行為というものは、労働法第一条第二項の刑法上の違法性を阻却されない行為である。こう言つておるから、これについてはどういふことでこの問題が出ておるわけですか。この問題は石炭と電気両方でありますが、石炭についてはこれを申ししたことはないのです。そこで今後後段のお話でございしますが、発電所における給手をどうしようかという場合に、ストライキ権がないじゃないか。そういうお話をございしましたけれども、やはり電気会社は発電所技術者を対象にして給手をきめてない。これはもう全体を見てきめておるのだと承知しております。発電所の技術者が争議権がなくなつたから全然その意思を訴える所がないかという、これはやはり御承知の通り、水路の補修とか、或いは機械の補修、碍子の掃除、電線の見廻りとか、いろいろのものがあつておるのです。そういうものが全体の意気が上らんといたしますか、全体の勤労の意欲を喪失するということになりますと、やはり自然に出力というものは減少して来ることは御承知の通りであります。そういうことはやはり非常に会社に打撃を与える、ウォーク・アウトとか或いはスイッチ・オフとかそういう行為のほかにいろいろ争議の方法というものはある、単にウォーク・アウトがでないからといって言うことはなないと思ふのです。そこで私といたしましては、そうした一部分の争議のため全体に利益が著しく失われるんだ、これについては御遠慮を願いたい、こういうことなんです。なお労働局長の

話も出ましたから。
○政府委員(中西實君) 労働法三十六条の問題でございしますけれども、我々これを例に挙げましたのは、安全保持の施設の正当な維持、運行に従事している労働者は、これは労働法ができたとき以来ストはできないのであります。それだからといって何ら代るべき措置を講じられておりません。つまり公益の關係から、或いは公共の福祉等との關係から時にストができないものはありまして必ずしもそれに対応する措置がとられていない例としまして、三十六条を申上げておるのであります。そこで先ほど公務員とか或いはそのほか申されましたが、これはもうスト権全部を禁止しておるのであります。ところが電気産業につきましては何もスト権全部禁止しておるわけじゃないので……
○江田三郎君 技術者はストができないと言つたじゃないか。
○政府委員(中西實君) その点は三十六条と同じ關係で従来からも立場によつて争議権のないものもある、併しそれはその理由があつてそうなのであつて、それだからといって必ず代りの何か救済の措置というものがとられておるとは限らない。その例として三十六条を申しておるのであります。そこで電気産業におきましてはスト権全部を禁止しておるのではないので、ただ公益の非常な強さという先ほど来大臣からも始終申されました特殊性から直接電気の供給に影響のある部門においてストの方法について規制をする、こういうことをいたしておりますので、その代りに電気事業におきましては事業主に旧公益事業令によりましてい

ろいろの義務を課しております。勿論一般の私企業におきましては事業主もロック・アウトその他の争議行為ができます。併し電気事業においては、これは全面的に禁止されておる、こういうふうな公益の關係からそれ、労働者に制約を受けるというものは当然でございまして、それなら今まで暗黙のうちに検査当局あたりで電源のストあたりを余り問題にしなかつた、こういうのはなぜかというふうなお話も出るかと思ひますが、それは社会的にはやはり必要であつたと思つておる。併しながら結局やはり昨年の例あたりを見ましてやはりこれは不当として、つくりしなけれならぬという、このことによつて旧公益事業令等の關係から見て労働者のバランスは却つてこれとれるんじゃないか、今までのストが与え過ぎたということは言過ぎかも知れませんが、又誤解があるかも知れません。この規定によつてやはり労働の對等の關係というものは保てる、こういう確信の上に立つておる、これ以上は結局は見解の相違になる、かように思ひます。
○松本昇君 議事進行 突は今朝ほど各委員のかたがお申合せによつて、本日或る時間によつて一応今後の運営をどういふふうにするかという点についてお打合せをしたと思ふのであります。私が非常に憂慮することは、本問題は産業の上にも労働の上にも非常に重大な問題である。これはこの国会において審議未了になるようなことが、若し万一あるならば、私は通商産業の上においても非常に大きな支障を来たすのじやないか、こういうことを非常

に憂慮するものであります。従いましてもう会期も非常に短いことでありますから、論議は結構であります、貴重ないろ／＼の御意見も伺つておりますので、非常に結構でありますけれども、できるだけタイムのズレの余り来ないよう、できるだけ短時間で本場の根本的問題を解決する、こういうことが最も大事じゃないか。殊にこういうふうな本年は天候も非常に恵まれていない、そうして農作物も非常に影響する際に、或いは電源であるとか、或いは石炭であるとかそういうこととに非常な支障を及ぼすやうなことがあれば、日本の一般の國民の受ける損害その他は非常に重大なものである、できるだけ本国会の間に本案がちゃんとけりがつくように今のうちから委員長はその点十分御配慮の上で進行して頂きたいのですが、できるだけそれが達成されるやうに是非一つ進行をして頂くやうに希望いたします。
○委員長(中川以夏君) 松本君のお話でございしますが、これは先ほど今日五時までに大体質疑は終るやうに取運ぶというように努力しようという申合せをしております。只今のはそういう御希望でございしますか……
○藤田達君 只今の議事進行については異議がありません。
○小林英三君 議事進行について。私はここで一つこういう動議を出したいと思ひます。この間、二、三日前の本委員会におきまして藤田君からこのスト規制法ですか、この問題について通産委員会から労働委員会に対して連合委員会を申込んでもらいたい、こうい

う話がありまして、それではとにかく一応労働大臣或いは通産大臣を呼んでこの問題について質疑をして、その上で適当に委員に諮つてその問題について研究しようじゃないか、こういうことがあつて一昨日から本日一日かけてやつておるわけでありまして。私どもは一日から今日にかけてのいろいろな質疑応答を聞いておりました、中にいろいろ有力な質問もあり、又答弁もあつたのでありますが、私どもは少くともこの段階におきましてはもうこの委員会としては労働委員会に対して連合審査を申込み必要はないという考えを持つております。従いまして他の諸君もそういう考えを持つておられるかたはたくさんあると思ひます。この連合委員会を申込みないということに対して決をとつて頂きたいという動議を提出いたします。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

○委員(中川以良君) 賛成の聲がございまして、小林君の動議は成立いたしました。只今的小林君の動議に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

各号の一に該当する者をいう。

一 基準日の一年六箇月前の日の属する年又は基準日の一年六箇月前の日の属する事業年度から基準日の六箇月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度に係るその商工会議所の地区を区域に含む都道府県における事業税又はその商工会議所の地区内の市町村における地産税として、基準日まで納付し、若しくは納付しなればならないことが確定した税額が、それぞれ同表の中欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工会議所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

二 基準日における資本金額又は払込出資総額がそれぞれ同表の下欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工会議所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

(地区)
第八条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、県の区域、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域とすることができ

2 前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域

は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八条第一号から第三号までに掲げる要件を備えたものでなければならぬ。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3 商工会議所の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

第二節 事業

(事業の種類)

第九条 商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

二 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

三 商工業に関する調査研究を行うこと。

四 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他の商工業に係る事項に関する説明、鑑定又は検査を行うこと。

六 輸出品の原産地証明を行うこと。

七 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。

八 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。

九 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。

十 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつたを行

十一 商事取引に関する仲介又はあつたを行うこと。

十二 商事取引の紛争に関するあつた、調停又は仲裁を行うこと。

十三 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。

十四 商工業に關して、商工業者の信用調査を行うこと。

十五 商工業に關して、観光事業の改善発達を図ること。

十六 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。

十七 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

十八 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(法定台帳の作成)

第十条 商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という)を作成しなければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基づいて、前項に規定する期間の延長をすることができる。

3 通商産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知しなければならない。

4 商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 商工会議所は、毎事業年度開始

の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

6 商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知つたときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

7 特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に關して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

第十一条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に關して知り得た商工業の秘密に属する事項を他に漏らし、又は利用してはならない。

(負担金)

第十二条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、通商産業大臣の許可

を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

(開合せ等)

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による開合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 商工会議所が前項の開合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、その商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(使用料及び手数料)

第十四条 商工会議所は、定款の定めるところにより、使用料又は手数料を徴収することができる。

第三節 会員及び特定商工業者

(資格)

第十五条 商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

2 左の各号の一に該当する者は、会員たる資格を有しない。

一 禁酒者又は禁煙者

二 破産者で復権を得ない者

三 禁以上の刑に処せられ、そ

の執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(加入)

第十六条 商工会議所は、会員たる資格を有するものが商工会議所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2 商工会議所に加入しようとするものは、加入につきその商工会議所の承諾を得、且つ、加入金及び会費を納めたときに、その商工会議所の会員となる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(表決権、選挙権及び被選挙権)

第十七条 会員は、定款の定めるところにより、表決権、選挙権及び被選挙権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、表決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

4 第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会議所に提出しなければならない。

(会費)

第十八条 会員は、定款の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(過怠金)

第十九条 商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入を

の他商工会議所に対する義務を怠つた会員に対して、過怠金を課することができ、

(会員権の停止)

第二十條 商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他会員たる義務を怠つた会員に対して、その権利の行使を停止することができる。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(脱退)

第二十一条 会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において商工会議所を脱退することができ、

2 会員は、左の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

(除名)

第二十二條 商工会議所は、左の各号の一に該当する会員を議員総会の決議によつて除名することができる。この場合は、商工会議所は、その会員に対して、その議員総会の会日の七日前までに、その旨を通知し、且つ、議員総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて会費の納入その他会員たる義務を怠つた、
二 商工会議所の体面を傷つけ、
三 会員

又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた会員
三 その他定款で定める事由に該当する会員

(特定商工業者)

第二十三條 特定商工業者に係る第四十一条第二項第一号の議員の選挙権は、各々一個とする。

2 商工会議所は、定款の定めるところにより、負担金の納入その他特定商工業者たる義務を怠つた特定商工業者に対して、前項の権利を行使を停止することができ、

3 第十七条第二項及び第四項並びに第二十條第二項の規定は、特定商工業者について準用する。

第四節 設立

(創立総会)
第二十四條 商工会議所を設立するには、会員たる資格を有する三十人以上のものが発起人となることを要する。

2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の十五日前までに、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告し、会員にならうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3 前項に規定する公告は、定款で定める地区内における会員たる資格を有するすべてのものに対し、周知させることができるように、

これを行わなければならない。
4 定款、事業計画及び収支予算の承認、その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

(定款記載事項)

第二十五條 定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事業
四 地区
五 事務所所在地

6 創立総会の議事は、会員たる資格を有するもので、その会日まで発起人に対し会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

7 前項に規定する申出をしたものの表決権は、各々一個とする。
8 第十七条第二項から第四項まで、商法第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(決議の取消又は無効)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商工会議所法第二十四條第六項」と読み替へるものとする。

六 会員たる資格に関する事項
七 会員の加入及び脱退に関する事項
八 会員の権利及び義務に関する事項
九 会費に関する事項
十 法定台帳に関する事項
十一 負担金に関する事項
十二 役員に関する事項
十三 議員に関する事項
十四 議員総会に関する事項
十五 常議員会に関する事項
十六 部会に関する事項
十七 事務局に関する事項
十八 経理に関する事項
十九 事業年度
二十 公告の方法

(設立の認可)

第二十六條 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、商工会議所の設立について、特定商工業者の過半数の同意を得なければならない。(設立の認可)
第二十七條 発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添付して通商産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会議所が左の各号に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。
一 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
二 その設立がその地区内の商業の振興に寄与するものであること。

三 その事業を実施するために必要な経費の基礎、施設及び役職員を有すること。

(認可又は不認可の通知)

第二十八條 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十九條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第三十條 商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第三十一條 商法第四百二十八條(設立無効の訴)の規定は、商工会議所の設立について準用する。

第五節 管理

(役員)

第三十二條 商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。

2 商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第四十二條の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3 商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4 商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、

理事四人以内を置くことができる。

(役員の仕事)

第三十三條 会頭は、商工会議所を代表し、事務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して事務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する事務を処理する。

5 監事は、商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

6 理事は、専務理事を補佐して事務を処理する。

(監事の兼職の禁止)

第三十四條 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員

の職を兼ねてはならない。

(役員の仕事)

第三十五條 会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、

て、会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。)のうちから選任し、又は解任する。

2 副会頭は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、

会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。

3 専務理事は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

4 常議員は、定款の定めるところにより、議員総会において、議員(議員が法人その他の団体である場合は、第四十一條第四項の議員の職務を行う者)のうちから選任し、又は解任する。

5 監事は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。

6 理事は、定款の定めるところにより、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

7 設立当時の役員は、第六項の規定にかかわらず、創立総会において、選任する。

8 左の各号の一に該当する者は、前七項の役員になることができない。

一 第十五條第二項第一号又は第二号に該当する者

二 未成年者

三 禁以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者

(役員の仕事)

第三十六條 役員の仕事は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員の仕事は、一年六箇月を超えてはならない。

2 役員は、再任されることができない。

3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間に在任する。

(規約)

第三十七條 商工会議所の業務の執行に於て必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十八條 会頭は、定款、規約及び議員総会の議事録をその商工会議所の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に對し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十九條 会頭は、通常議員総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会頭は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に對し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第四十條 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、会頭に對し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(議員総会及び議員)

第四十一條 商工会議所に、議員総会を置く。

2 議員総会は、左に掲げるものをもつて組織する。

一 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員のうちから選挙した議員

二 部会が部会員のうちから選任した議員

三 前二項の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選任した議員

4 設立当時の議員は、第二項各号に規定する選任方法にかかわらず、創立総会において、選任する。

5 法人その他の団体であつて、第二項又は前項の議員となつたものは、定款の定めるところにより、議員の職務を行う者一人を定め、商工会議所に届け出なければなら

ない。

6 第三十五條第八項各号の一に該当する者は、第二項若しくは第四項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。

7 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。

8 何人も、同時に、二以上の議員

又は第五項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第五項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

(議員の定数)

第四十二條 議員の定数は、三十人以上百五十人以内において定款で定める。

(議員の任期)

第四十三條 議員の任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の議員の任期は、一年六箇月を超えてはならない。

2 第三十六條第二項から第四項までの規定は、議員の任期について準用する。

(議員の解任)

第四十四條 議員総会は、その決議によつて、左の各号の一に該当する議員を解任することができる。

一 職務の遂行にたえないと認める議員

二 会費又は負担金の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた議員

三 商工会議所の体面を傷つけ、又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた議員

四 その他定款で定める事由に該当する議員

2 第二十條 第二項及び第二十二條第一項後段の規定は、議員の解任について準用する。

(議員総会の招集)

第四十五條 会頭は、定款の定めるところにより、毎事業年度内において、少くとも一回通常議員総会を招集しなければならない。

2 会頭は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時議員総会を招集することができる。

3 議員が総議員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から三十日以内に、臨時議員総会を招集しなければならない。

4 議員総会を招集するには、少くとも会日の七日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

(議員総会の決議事項)

第四十六條 左に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、議員総会の議決を経なければならない。但し、第四号から第六号まで及び第九号の事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

一 定款の変更

二 解散

三 会費及び負担金並びに選挙に関する規約の制定、変更及び廃止

四 規約(前号の規約を除く。)の制定、変更及び廃止

五 事業計画及び収支予算の決定及び変更

六 会員の権利の行使の停止

七 会員の除名

八 議員の解任

九 その他定款で定める事項

2 会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

3 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十七條第二項及び第二十八條の規定は、前項の認可について準用する。

(議員総会の議長)

第四十七條 議員総会の議長は、定款の定めるところによる。

(議員総会の議事)

第四十八條 議員総会は、この法律に別段の定めのある場合の外、総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議員総会の議事は、この法律に別段の定めのある場合の外、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々一個とする。

4 議員総会においては、第四十五條第四項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の三分の二以上の同意があつた場合には、この限りでない。

(議員総会の特別議決方法)

第四十九條 左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二

以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 議員の解任

(準用規定)

第五十條 第十七條第二項から第四項まで、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(延期又は執行の決議)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(決議の取消又は無効)の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「第二百四十七條」とし、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「第三百四十四條」とし、同法第二百四十九條中「第四十九條」と読み替へるものとする。

(常議員会)

第五十一條 商工会議所に、常議員会を置く。

2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)をもつて組織する。

3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総議員の五分の一以上の同意を得て請求したときは、定款の定めるところにより、常議員会を招集しなければならない。

4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)は、定款の定めるところにより、議員以外に選出するものとする。

除く。)の表決権は、各々一個とする。

5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができ

(常議員会の決議事項)

第五十二條 左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

一 議員総会に提案すべき事項

二 第四十六條第一項第四号から第六号まで及び第九号に掲げる事項であつて議員総会に附議するに当たらない緊急なもの

三 その他定款で定める事項

2 前項第二号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(準用規定)

第五十三條 第四十七條、第四十八條第一項及び第二項、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條(第一項後段を除く。)、第二百四十八條から第二百五十條まで、第二百五十二條並びに第二百五十三條(決議の取消又は無効)の規定は、常議員会について準用する。

(部会)

第五十四條 商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために部会を置く。

2 会員は、会員の営んでいる事業に係る部会に属するものとする。

3 部会の種類、組織及び運営につ

いて必要な事項は、定款で定める。

(委員会)

第五十五条 商工会議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。

(事務局)

第五十六条 商工会議所に事務局を置く。

2 事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

第六節 監督

(届出及び報告)

第五十七条 商工会議所は、設立又は主たる事務所の移転の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 商工会議所は、毎事業年度終了後、遅滞なく、収支決算、事業の状況その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

(検査等)

第五十八条 通商産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工会議所から報告を徴し、又はその職員をして商工会議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯

し、且つ、関係者の要求に応じ、これを示さなければならない。

(警告等)

第五十九条 通商産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないときには、左の各号の一に掲げる処分をすることができ。

一 業務の一部の停止

二 設立認可の取消

2 通商産業大臣は、前項各号の処分をする場合には、関係都道府県知事及び日本商工会議所の意見を聞くものとする。

第七節 解散及び清算

(解散)

第六十条 商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 議員総会の決議

二 破産

三 設立認可の取消

2 会頭は、議員総会において、解散の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなければならない。

3 解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

第六十一条 清算人は、前条第一項

第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第六十二条 清算人は、財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4 第二十八条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

(民法の準用)

第六十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六條、第七十八條から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

第三章 日本商工会議所

(目的)

第六十四条 日本商工会議所は、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によつて、商工会議所の健全な発達を図り、もつてわが国商工業の振興に

寄与することを目的とする。

(事業)

第六十五条 日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

一 全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

二 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

三 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと。

四 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五 国内商事取引及び国際商事取引に関して商工会議所の行う事業に関し、連絡又はあつ旋を行うこと。

六 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれ等の開催のあつ旋を行うこと。

七 国際商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。

八 商工会議所の行う商工業に関する技術又は技能の普及又は検定に関する指導を行うこと。

九 商工会議所の行う商工相談事業に関する指導を行うこと。

十 国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと。

十一 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと。

十二 商工業に関して、観光事業

の総合的な改善発達を図ること。

十三 国際親善に関する事業を行うこと。

十四 前各号に掲げるものの外、日本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員)

第六十六条 すべての商工会議所は、日本商工会議所の定款の定めるところにより、日本商工会議所の会員となることができる。

2 日本商工会議所は、定款の定めるところにより、商工会議所に準ずる団体を会員とすることができ

3 第十七条から第二十二条までの規定は、会員について準用する。

(設立)

第六十七条 日本商工会議所を設立するには、各都道府県内における一以上の商工会議所が協同して発起人となることを要する。

2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の一箇月前までに、これらを会議の日時、場所及び議題とともに会員たる資格を有する者に示し、会員になろうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3 第十七条第二項から第四項まで、第二十四条第四項から第七項まで、第二十七条から第三十条まで、商法第二百四十四條（議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條、第二百五十三條（決議の取消又は無効）

及び第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会議所法第二十四条第六項」と読み替えるものとする。

（定款記載事項）

第六十八條 定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 事業
- 三 事務所の所在地
- 四 会員の加入及び脱退に関する事項
- 五 会員の権利及び義務に関する事項
- 六 会費に事する事項
- 七 役員に関する事項
- 八 会員総会に関する事項
- 九 議員総会に関する事項
- 十 常議員会に関する事項
- 十一 事務局に関する事項
- 十二 経理に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法
- 十五 公告の方法

（役員）

第六十九條 日本商工会議所に、会頭一人、副会頭五人以内、専務理事一人、常務理事一人及び理事四人以内を置く。

第七十條 日本商工会議所に、常議員五十人以内を置く。

第七十一條 日本商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

第七十二條 会頭、副会頭及び監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、又は解任する。

ちから選任し、又は解任する。

第五 常議員は、議員総会において、議員の代表者のうちから選任し、又は解任する。

第六 専務理事、常務理事及び理事は、会頭が議員総会の同意を得て選任し、又は解任する。

（役員職務）

第七十條 会頭は、日本商工会議所を代表し、所務を総理する。

第二 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

第三 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

第四 常務理事は、会頭、副会頭及び専務理事を補佐して所務を掌理し、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭、副会頭及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。

第五 理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を処理する。

第六 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

第七 監事は、日本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

（監事の兼職の禁止）

第七十一條 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常務理事、理事、常議員又は職員を兼ねてはならない。

（準用規定）

第七十二條 第三十五條第七項及び第八項並びに第三十六條の規定は、役員について準用する。

第七十三條 日本商工会議所に、会員総会を置く。

第二 会員総会は、会員をもつて組織する。

第三 左に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、会員総会の議決を経なければならない。

但し、第四号、第五号及び第八号の事項については、定款の定めるところにより、会員総会の議決を経て、議員総会に委任することができる。

（定款の変更）

一 定款の変更

二 解散

三 会費及び選挙に関する規約の制定、変更及び廃止

四 規約（前号の規約を除く。）の制定、変更及び廃止

五 事業計画及び収支予算の決定及び変更

六 会員の除名

七 議員の解任

八 その他定款で定める事項

（左に掲げる事項は、会員総会において総会員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。）

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 議員の解任

第五 第十七條第二項から第四項まで、第四十一條第七項、第四十五條、第四十六條第二項から第四項

まで、第四十七條、第四十八條、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三條（延期又は執行の決議）、第二百四十四條（議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（決議の取消又は無効）の規定は、会員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商工会議所法第四十五條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商工会議所法第七十三條第四項」と読み替えるものとする。

第十八條第一項、第二項及び第四項、第五十一條第五項、第五十二條第二項、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三條（延期又は執行の決議）、第二百四十四條（議事録）、第二百四十七條（第一項後段を除く。）、第二百五十二條及び第二百五十三條（決議の取消又は無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商工会議所法第四十五條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商工会議所法第七十三條第四項」と読み替えるものとする。

（議員総会）

第七十四條 日本商工会議所に、議員総会を置く。

第二 議員総会は、議員及び議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。

第三 左に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。

一 会員総会に提案すべき事項

二 会員の権利の行使の停止

三 第七十三條第三項第四号、第五号及び第八号に掲げる事項であつて議員総会に附議するものとしない緊急なもの

四 その他定款で定める事項

（議員総会）

第七十五條 議員の定数は、百人以内において定款で定める。

第二 議員は、定款の定めるところにより、会員が会員のうちから選任する。

第三 第四十一條第四項及び第八項、第四十三條並びに第四十四條の規定は、議員について準用する。

（常議員会）

第七十六條 日本商工会議所に、常議員会を置く。

第二 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもつて組織する。

第三 左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

一 議員総会に提案すべき事項

二 第七十三條第三項第四号及び第八号に掲げる事項であつて議員総会及び議員総会に附議するものとしない緊急なもの

第五 第十七條第二項から第四項まで、第四十五條、第四十七條、第四十八條、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三條（延期又は執行の決議）、第二百四十四條（議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（決議の取消又は無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商工会議所法第四十五條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商工会議所法第七十三條第四項」と読み替えるものとする。

三 その他定款で定める事項
4 第四十七條、第四十八條第一項及び第二項、第五十一條第三項から第五項まで、第五十二條第二項、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百四十四條（議事録）、第二百四十七條（第一項後段を除く）、第二百四十八條から第二百五十條まで、第二百五十條並びに第二百五十三條（決議の取消又は無効）の規定は、常議員会について準用する。

（委員会）
第七十七條 日本商工会議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を審議するために、委員会を置くことができる。

（解散及び清算）
第七十八條 日本商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 會員總會の決議
二 破産
三 設立認可の取消
2 第六十條第二項から第四項まで、第六十一條、第六十二條、民法第七十條（破産）、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十一條まで、第八十二條（解散に係るものを除く）、及び第八十三條（清算）の規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一條及び第六十二條中「議員總會」とあるのは「會員總會」と読み替へるものとする。
（事務局）

第七十九條 日本商工会議所に、事務局を置く。
2 事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。
3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。
（準用規定）

第八十條 第十三條、第十四條、第三十七條から第四十條まで、第五十七條、第五十八條及び第五十九條第一項の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第十三條第一項中「その地区内の商工業者」と及び同条第二項中「その商工会議所の地区内の商工業者」とあるのは「商工会議所」と、第三十九條第一項及び第二項中「通常議員總會」とあるのは「通常會員總會」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

（不服の申立）

第八十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立をすることができる。

2 不服の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出しなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。
3 正当な事由により前項の期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、前項の期間経過後でも、不服の申立をすることができる。

第八十二條 通商産業大臣は、不服の申立が不合法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書を申立人に送付しなければならない。
第八十三條 通商産業大臣は、不服の申立があつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き、聴聞を行ななければならない。

2 聴聞に際しては、利害關係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八十四條 通商産業大臣は、聴聞の結果を参し、やうして、事案の決定を行う。

2 第八十二條第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。

（通商産業大臣の権限の委任）

第八十五條 通商産業大臣は、政令の定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

（事業者団体法の適用除外）

第八十六條 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）は、この法律の規定に基いてする商工会議所等の行為については、適用しない。

第五章 罰則

第八十七條 第二十七條第一項又は附則第九項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十八條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第三條第二項の規定に違反した者
二 第五十八條第一項（第八十條において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十九條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商工会議所等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第十一條第三項の規定に違反したとき
二 第十二條第一項の規定による通商産業大臣の許可を受けないで負担金を賦課したとき
三 第五十八條第一項（第八十條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

第九十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第八十七條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。
第九十一條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第十六條第一項、第三十八條（第七十二條において準用する場合を含む。）又は第三十九條（第七十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき
二 第四十六條第二項（第七十三條第五項において準用する場合を含む。）又は第六十條第二項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき

三 第五十七條（第八十條において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき
四 第六十三條及び第七十八條において準用する民法第七十條第二項又は同法第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき

五 第六十三條及び第七十八條において準用する民法第七十九條又は同法第八十一條第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき
六 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき
七 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

附則
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。
(商工會議所法の廃止)
- 2 商工會議所法(昭和二十五年法律第二百十五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。
(組織変更)
- 3 この法律施行の際、現に存する商工會議所(現に存する日本商工會議所を除く。以下「旧商工會議所」という。)は、昭和三十年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による商工會議所となることができる。
- 4 旧商工會議所は、その組織を変更して商工會議所となるには、旧商工會議所の定款(以下「旧定款」という。)の定めるところにより、會員總會を招集しなければならない。
- 5 前項の會員總會においては、定款の変更、事業計画及び収支予算の決定その他組織変更に必要な事項を議決し、役員及び議員を選任しなければならない。
- 6 附則第四項の會員總會の議事は、會員の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。
- 7 附則第四項の會員總會における會員の表決権及び選挙権は、旧定款の例による。
- 8 附則第四項の會員總會においては、その決議により、第三十二条及び第四十二条並びに附則第五項の規定により変更された定款の規定にかかわらず、附則第五項の役員のうち常議員については旧定款に規定する理事の定数以内において、附則第五項の議員については旧定款に規定する議員の定数以内において、その定数を定めることができる。
- 9 旧商工會議所は、附則第四項の會員總會終了後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、組織変更の認可を申請しなければならない。
- 10 この法律施行の際、現に存する日本商工會議所(以下「旧日本商工會議所」という。)は、昭和三十年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による日本商工會議所となることができる。
- 11 附則第四項から附則第七項まで及び附則第九項の規定は、旧日本商工會議所の組織変更について準用する。
- 12 附則第三項又は附則第十項に規定する組織変更は、当該商工會議所又は日本商工會議所の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。
- 13 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 第十七条第二項から第四項まで、第二十七条第二項、第二十八条、第二十九条、第三十六条第一項但書、第四十三条第一項但書、商法第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三條(決議の取消又は無効)及び第四百二十八条(設立無効の断)の規定は、旧商工會議所又は旧日本商工會議所の組織変更について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工會議所法附則第六項」と読み替へるものとする。
- 15 商工會議所は、旧日本商工會議所の會員となることができる。
- 16 旧商工會議所は、旧日本商工會議所の組織変更の効力が生じたときは、そのときから昭和三十年三月三十一日までに、日本商工會議所の會員となることができる。
- 17 旧商工會議所及び旧日本商工會議所については、旧法は、昭和三十年三月三十一日までに、なおその効力を有する。
(罰則に関する経過規定)
- 18 旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 19 (登録税法の一部改正)
登録税法(明治二十九年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「日本育英会」を「日本育英会、商工會議所、日本商工會議所」に、「日本育英会法」を「日本育英会法、商工會議所法」に改める。
(所得税法の一部改正)
- 20 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第九号中「日本赤十字社」の下に「商工會議所及び日本商工會議所」を加える。
(法人税法の一部改正)

- 21 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項第一号中「日本赤十字社」の下に「商工會議所及び日本商工會議所」を加える。
(地方税法の一部改正)
- 22 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。
一三 商工會議所及び日本商工會議所が直接その本来の事業の用に供する固定資産
第七百四十三条第四号から第七百四十四条第一号までを繰り下げ、同
- 23 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。
二十八の二 商工會議所及び日本商工會議所につき許可又は認可を与え、及びこれを監督すること。
第九条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 商工會議所及び日本商工會議所に関すること。
- 条第三号の次に次の一号を加える。
四 商工會議所及び日本商工會議所が行う事業

別表

商 工 會 議 所	税 額	資本金額又は払込出資総額
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万人未満の商工會議所	二万四千円以上	十五万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万人以上二十万未満の商工會議所	三万六千円以上	三十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が二十万以上三十万未満の商工會議所	四万八千円以上	五十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が三十万以上五十万未満の商工會議所	六万円以上	七十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が五十万以上五十万未満の商工會議所	八万四千円以上	百万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が五十万以上の商工會議所	十八万円以上	三百万円以上

七月十八日本委員会に左の事件を付託された

一、電柱敷地補償料引上げに関する陳情(第二三六号)

第二三六号 昭和二十八年七月七日受理

電柱敷地補償料引上げに関する陳情

陳情者 福岡市須崎土手町一八ノ

一福岡県指導農業協同組

合連合会長理事 井上文

平

農村に建設せられた電柱は農作業上はなほだ不利不便であるにもかかわらずこれが敷地補償料については公益事業の名の下に何等の考慮が払われず適正なる補償を欠いたが、昭和二十六年度において多少の増額の実現もみたが未だ適正なる額ではないから(一)電柱敷地補償料を一本につき、鉄塔二百二十五円、鉄柱百五十円、木柱七十五円、支線七十五円に引き上げること、(二)線下補償料については充分実情を考慮して価格を決定すること、(三)水年無償契約は解除すること等、電力会社所管電柱敷地補償料をすみやかに引き上げるよう取り計らわれないとの陳情。

昭和二十八年九月十七日印刷

昭和二十八年九月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局